

VI

諸規程

-
- 福岡大学学則
 - 授業科目及び単位・時間数(学則第31条(表))
以上 新入生(令和6年度入学生) 適用
 - 福岡大学学科履修規程
 - 福岡大学成績考查規程
 - その他諸規程
 - 福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程
 - 福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程
 - 福岡大学転部・転科に関する規程
 - 福岡大学授業料その他諸納入金規程
 - 学費等納入金一覧表

福岡大学学則〔新入生(令和6年度入学生)適用〕

第1章 総 則

第1節 目 的

第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の規定に基づき、人文、法律、経済、商学、理学、工学、医学、薬学及びスポーツ科学に関する専門的研究及び教授を行い、学識深く教養高き人材を養成することを目的とする。

2 第2条第1項に定める各学部及び学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) **人文学部**は、広範な一般教養を身に付けるとともに、すべての学問の基礎となる人文学諸分野の専門知識を修得し、他者との関係への配慮や自由と責任に基づく倫理観を備えた人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、社会人として人間の精神と社会のあり方を多様な価値観の中で総合的に捉え、高度技術社会において人間の原点に立って行動できる人材を養成すること、及び外国語学習を通して異文化を理解し、日本と世界を結ぶコミュニケーション能力を持った国際人を養成することを目的とする。

文化学科は、「文化の多角的、総合的理解」という学習・教育理念のもと、文化に広い関心を持つ人材を受け入れる。1年次の必修科目を通じて基本的な知識と研究方法とを修得させ、2年次以降は一つの専門領域に偏ることのない学際的なカリキュラムを通じて文化の多角的、総合的理解を身に付けた人材を育成する。文化学科は、多様な価値観が共存し、複雑化してゆく時代にあって、固定観念にとらわれない、広い視野と柔軟な発想力とを持つ有為な人材を社会に送り出すことを目的とする。

歴史学科は、古代以来国際交流の窓口であったという、本学が位置する地域の特性を生かして、九州から日本史、世界史を見直す地域に根ざす視点と、九州を東アジア史、世界史の中に位置づける国際的な視点を併せ持つ教育と研究の推進を理念とする。少人数教育を徹底して行い、導入教育において大学生としての基本的能力を涵養するとともに、専門教育では、日本史、東洋史、西洋史、考古学の各分野において高い専門性を身に付けた人材の育成を目指す。また、専門分野の枠を超えた横断的な科目履修を通じて歴史を総合的に理解する能力を涵養し、もって、専門的な知識・教養と複眼的な思考力を兼ね備えた人材の養成を目的とする。

日本語日本文学科は、日本の文化や社会の根幹をなす日本語と、その結実たる日本文学を広く深く学び、それらを国際的視点に立って捉え直すことにより、豊かな教養と深い洞察力を備え、日本語の高度なコミュニケーション能力を身に付けた広い視野を持つ人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、日本語日本文学への深い理解を基盤として国際化社会で活躍し得る人材、及び専門的知識によって地域社会に貢献し得る人材の養成を目的とする。

教育・臨床心理学科は、教育と臨床心理の二つの分野の統合による人への支援や援助、人間形成とそのケアに貢献し得る総合的、実践的な力量を備えた人間を育むことを理念とする。この理念に基づき、具体的には、メンタルヘルスやストレスマネジメント、自己啓発や生涯学習、キャリア発達等の諸課題に対して、教育学と臨床心理学の知識や技法を用いてアプローチし得る能力を実社会の多様な場面で発揮できる人材を養成することを目的とする。

英語学科は、国際化や異文化との共生がますます進む状況下にあって、異文化を理解し、これに順応するとともに、国際社会、地域社会における諸問題を解決するために他者と協力しながら貢献できる人材を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、英語については、4技能（話す・聞く・書く・読む）をバランス良く身に付けるとともに、英語以外の言語とその文化に関する知識を修得している人材、及び学術的専門分野については、深い知識を持つとともに、情報の収集・分析・考察をし、その結果を発信する力を有する人材の養成を目的とする。

ドイツ語学科は、多角的なカリキュラムにおいて、ドイツ語によるコミュニケーション能力を培うとともに、ドイツをはじめとするドイツ語圏の国々の文化と社会、その思考方法と価値観を様々な側

VI. 諸規程

面から理解するための充実した教育を実施することを目指す。すなわち、複眼的思考力を身に付けることにより、国際社会において文化の枠組みを越えて他者との関係を構築し、多様な価値観を顧慮しながら人間の原点に立って行動できる人材、及び深い学識を有し、異文化間の相互理解に貢献できる国際人を育成することを目的とする。

フランス語学科は、多角的なカリキュラムにおいて、フランス語によるコミュニケーション能力を培うとともに、フランスをはじめとするフランス語圏の国々の文化と社会、その思考方法と価値観を様々な側面から理解することを教育研究の目的とする。すなわち、複眼的思考力を身に付けることにより、国際社会において文化の枠組みを越えて他者との関係を構築し、多様な価値観を顧慮しながら人間の原点に立って行動できる人材、及び異文化間の相互理解に貢献できる広い教養と深い学識をそなえた国際人を養成することを目的とする。

東アジア地域言語学科は、確実な言語運用能力の習得を基礎とし、東アジアの社会や伝統、文化、地域事情を深く洞察することで、日本を含めた東アジアを足場とした広い視野と洞察力を併せ持つ人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、東アジアで有用な各種の語学力とそれを用いた地域事情の知識を通して問題の発見と解決ができる人材、地域のバランス感覚に富んだ人材、他者を尊重し様々な問題にも柔軟に対応できる人材、そして卒業後その更新が可能な人材の養成を目的とする。

- (2) **法学部**は、法学（政治学を含む。）の学修及び研究を通じて、現代社会の諸問題に積極的に取り組み、地域社会、企業活動、公共分野及び国際社会に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、広範な一般教養を身に付け、法学の専門的知識及び法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

法律学科は、憲法・民法・政治学などの科目の基礎的知識の習得を前提とした上で、将来の目標に向けて必要な専門科目を効果的に履修することを可能にするため、法律総合コース、公共法務コース又は総合政策コースのいずれか一つを選択できるようにし、これらのコースの授業、演習等による教育研究を通じて、法的思考力及び政策的思考力を身に付け、法曹その他の法律専門職並びに公共分野、企業及び地域社会において指導的役割を担う人材を養成することを目的とする。

経営法学科は、民法などの私法系科目の基礎的知識の習得を前提とした上で、将来の目標に向けて必要な専門科目を効果的に履修することを可能にするため、企業法コース又は国際コースのいずれかを選択できるようにし、これらのコースの授業、演習等による教育研究を通じて、法的思考力並びに企業法制に関する専門的知識及び国際的視野を身に付け、企業、地域社会及び国際社会において指導的役割を担う人材を養成することを目的とする。

- (3) **経済学部**は、経済学的知の伝承と創造により、社会の調和ある発展と人類の福祉の向上に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、経済学における論理的思考力と実証的分析能力及び歴史的理解力を向上させ、経済学的知性と豊かな人間性、国際的な視野、旺盛な行動力によって社会の進歩と繁栄に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経済学科は、伝統的な経済学の知識と経済学的思考方法の教育により、経済全般に対する理解力を有するゼネラリストを育成することを教育理念とする。この理念に基づき、今日の経済情勢と経済学の理論と応用、経済の歴史的発展に関する学習を通して、現代社会とその背後にあるメカニズムとダイナミクスに対する理解力と洞察力を養い、近世代を担う総合力ある経済人を養成することを目的とする。

産業経済学科は、学際的実学教育により、現実社会における問題の発見と原因究明を行い、その解説を立案し実行できるスペシャリストを育成することを教育理念とする。この理念に基づき、経済学とその関連諸学の学習を通して論理的思考力と実証的分析力を高め、さらにフィールドスタディによって地域社会や企業経営に対する洞察力を養い、実践的な問題解決力を有する人材を養成することを目的とする。

- (4) **商学部**は、大きく変化する社会的・経済的環境のもとで、商学研究を深化させ、研究成果を社会に還元することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の知識及び理論を身に付け、これらを活用して問題の発見・解決に当たる能力を持ち、他者と協働して企業、地域等の発展を担う人材を

養成することを目的とする。

商学科は、商学、特に流通・マーケティング、情報・サービス、交通、金融・保険、商業史の広範な分野の理論を学ぶことを通して、時代の変化を多面的な視点から考察し、実務に対応できる基礎力を身に付けることで、地域や社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経営学科は、企業をはじめとする各種組織のマネジメントリーダー又は職業会計人として強い責任感を有し、問題発見及び問題解決の能力を持ち、協働して社会や組織の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

貿易学科は、世界情勢の変化に適応し、これを先取りできるビジネスマインドを持った国際教養人の養成を目指す。すなわち、様々な個人、団体、組織による国際的な活動の内容及びこれらのグローバルな関係を理解する能力を有するとともに、世界で活躍できる人材又は地域と世界をつなぐ能力をもった人材を養成することを目的とする。

(5) **商学部第二部商学科**は、勤労学生、社会人学生、シニア層等の多様な学生を教育の対象とすることから、商学部の教育研究の理念に加えて、リカレント教育や生涯教育の場を提供することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の広範な内容について学ぶを通して、地域社会を動かすリーダーシップを備えた人材を養成することを目的とする。

(6) **理学部**は、自然科学と数理科学に関する分野の探究を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、既知の事実と理論を学びながら、自然現象や数理を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。

応用数学科応用数学コース及び応用数学科社会数理・情報インスティテュートコースは、数学や情報数理の理論と応用を学ぶを通して、論理的な分析力、思考力を養うことを教育の理念とする。この理念に基づき、探求心、向上心を持ち、柔軟な発想力、豊かな創造力のもと、数学を通して社会における諸問題を解決する力を備え、社会の健全な発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

物理科学科は、物理学とそれに関連する分野の探究を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、力学・電磁気学・波動・熱力学・量子力学などに代表される物理学と、それに関連する幅広い応用分野の既知の事実と理論を学びながら、物理現象を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。

化学科は、化学の探求を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、新たな機能性物質の開発を目指す物質化学の分野及び分子レベルでの生命現象の解明を目指す生命化学の分野において、化学的現象の摂理や物質の機能性発現の原理を種々の観点から理解し、化学の知識と技術を実社会で活用し、21世紀に国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

地球圏科学科は、幅広い視野と知識から地球とそこに生息する生物に関する多様な現象・問題に対処できる能力を養い、健全な未来社会の発展に貢献することを教育研究の理念とする。その実現のために、自然科学の基礎となる数学、物理、化学、生物学及び地学を幅広く学び、さらに固体地球、大気、生物のいずれかを専門的に学ぶことにより、自然現象を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を發揮し、国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(7) **工学部**は、良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に即した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和のとれた人格の発達を促すことを目的とする。

機械工学科は、幅広い教養と高度な専門知識を備え、ものづくり（機械の創造）を通して、指導的立場から、実践的な応用力と豊かな創造性を發揮して、人類の幸福と社会の福祉に貢献できる技術者を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、確実な観察力を備え、幅広い知識により問題を的確に分析し、解決に向かって果敢に行動できる技術者を育てることを人材育成の目的とす

る。

電気工学科は、日々進歩する技術レベルに対応できる創造性及び課題の探求能力に優れ、かつ、コミュニケーション能力を有する人材の育成を教育研究の理念とする。この理念を達成するため、科学及び工学全般にわたる問題の理解力、判断力、解決力を養うことにより、情報・制御・環境などの分野を含めた広範囲にわたる基礎知識を修得し、社会的責務を果たすことのできる技術者を育てることを教育の目的とする。

電子情報工学科は、時代の要求に応じた新しい電子情報システムを構築することのできる技術者を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、社会の変化を正しく理解するための教養と判断力、理性を備えた技術者を養成することを目的とする。専門分野においては、電子工学と情報工学の基礎を理解し、それらを応用して電子・情報工学の技術開発に寄与できる技術者を養成することを目的とする。

化学システム工学科は、化学技術者としての幅広い教養と健全な倫理観を身に付けるとともに、化学工学分野の知識を修得し、持続可能な社会の発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、基礎及び専門知識を修得し、それを問題解決に応用する能力、技術者として社会に対する責任を自覚する能力及び社会の進展に伴って自己変革する能力を有し、国内外での化学技術・環境技術に関連する広い分野で活躍できる柔軟な思考力と総合力を兼ね備えたエンジニアを養成することを目的とする。

社会デザイン工学科は、自然環境と調和した生活環境の創造に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、地球及び地域の環境問題を直視して自然と調和しながら地震や洪水などの災害に強い社会資本整備を行う建設技術者を養成する。さらに、強い責任感と倫理感を持って次世代に豊かな生活や文化を継承し続けられる社会デザインに取り組める人材を養成することを目的とする。

建築学科は、美しく、快適で、安全で、豊かな建築空間・都市空間を創造できる人材の育成を教育研究の理念とする。この理念に基づき、建築分野に要求される社会的・技術的ニーズに適切に応えられる建築技術者としての十分な基礎学力を身に付け、高度で実践的な専門性を獲得すると同時に、調和のとれた教養を有する人格を有し、社会において指導力を発揮して、幅広く活躍・貢献できる人材を養成することを目的とする。

(8) **医学部**は、生命の尊厳に基づいた全人教育を基盤として、社会のニーズや医療・福祉・地域に貢献できる人間性豊かな医療専門職者（医師・看護師・保健師・養護教諭・医学及び医療研究者）を養成することを目的とする。

医学科は、生命の尊厳に基づいた全人教育を基盤として、人間性豊かな臨床医の育成、地域社会への医療奉仕、重点的総合研究体系の確立を教育研究の理念とする。この理念に沿って、豊かな人間性と指導力・協調性を備え、総合的臨床能力を発揮して広く社会の医療と福祉に貢献できる医師及び高度な知識と国際的・学際的視野を持ち医学の発展に貢献できる医学研究者を養成することを目的とする。

看護学科は、生命の尊厳に基づいた心豊かで総合的な人間教育を基盤として、創造的で国際的・学際的視野に立った論理的・倫理的な看護実践能力を育成し、看護学の発展及び地域・国際社会に貢献できる高い能力を有する看護専門職者を養成することを目的とする。

(9) **薬学部薬学科**は、医薬品の開発や安全使用に関する基礎的、臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、医療技術の高度化、医薬分業の進展に伴う医薬品の安全使用及び医療の担い手としての質の高い薬剤師の育成という社会的要請に応えるため、基礎科学の総合を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身に付け、臨床に係る高い実践的な能力を備えた薬剤師、並びに教育・研究者を養成することを目的とする。

(10) **スポーツ科学部**は、スポーツ・運動に関する人文科学、社会科学、自然科学及び各分野を融合した総合科学的研究を深め、それによって得られた知識を実践に生かすことを教育研究の理念とする。この理念に基づき、スポーツ界、教育界、産業界、官界、地域社会、医療分野等において、貢献し得る

優秀な人材を養成することを目的とする。

スポーツ科学科は、スポーツ競技力や運動能力の向上を目指したスポーツ医科学分野の知識を有し、スポーツ界、教育界、産業界、官界等において、スポーツ医科学の知識に基づいた適切なスポーツの実践と論理的指導ができる人材を中心に、科学的トレーニング法のみならず、施設や用具等の開発、スポーツイベント等の企画・運営を含めたスポーツマネジメント等ができる人材も養成することを目的とする。

健康運動科学科は、健康運動やレクリエーション活動による心身の健康の回復、保持、増進を目指した医科学分野の知識を有し、地域社会、教育界、産業界、医療分野等において、創造的・実践的な指導を行うことができる人材を中心に、企業や地域及び医療とも連携した健康づくりマネジメント等ができる人材も養成することを目的とする。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第1条の3 本学は、組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善を実施するものとする。

第2節 組織等

第2条 本学に人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部、医学部、薬学部及びスポーツ科学部を置く。

2 人文学部に文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科、法学部に法律学科及び経営法学科、経済学部に経済学科及び産業経済学科、商学部に商学科、経営学科及び貿易学科、商学部第二部に商学科、理学部に応用数学科、物理科学科、化学科及び地球圏科学科、工学部に機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科及び建築学科、医学部に医学科及び看護学科、薬学部に薬学科、スポーツ科学部にスポーツ科学科及び健康運動科学科を置く。

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別にこれを定める。

第4条 本学に次の附属学校を置く。

- (1) 福岡大学附属大濠高等学校
- (2) 福岡大学附属若葉高等学校
- (3) 福岡大学附属大濠中学校

2 附属学校に関する規程は、別にこれを定める。

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

第6条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会の構成員、審議事項その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 本学に本学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学協議会を置く。

2 大学協議会の構成員、審議事項その他大学協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第9条 本学に研究推進部を置く。

2 研究推進部に関する規程は、別にこれを定める。

第10条 本学の医学部に附属病院を置く。

2 附属病院に関する規程は、別にこれを定める。

第11条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に関する規程は、別にこれを定める。

第11条の2 学長は、本学の教育研究に関する重要な事項について、教授会等の審議を経て、最終的な決定を行う。

第2章 履修

第1節 修業年限、学年、学期及び休業日

- 第12条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部については、6年とする。
- 2 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科及び薬学部については、12年を超えて在学することができない。
- 3 前項の規定のほか、医学部医学科及び薬学部にあっては、同一学年に在学できる年数は2年を限度とする。ただし、医学部医学科にあって、同一学年に2年在学した後に退学し又は除籍された者が、退学し又は除籍された学年への再入学を許可された場合には、再入学を許可された学年に限り、さらに1年を限度として在学することができる。
- 第12条の2 第49条に基づく科目等履修生が本学における授業科目の単位を修得し、その後に本学に入学した場合、教授会は、第34条の4の規定により本学における授業科目の単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるとき、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
- 2 前項の規定は、第49条に基づく科目等履修生が本学において第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目を修了した場合に、これを準用する。
- 3 前2項の規定は、再入学の場合に、これを準用する。
- 第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 学年を2期に分け、学年の始めから9月13日までを前期とし、9月14日から学年の終わりまでを後期とする。
- 第15条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業 8月4日から9月13日まで
 - (5) 冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで
- 2 学長は、教授会の議を経て前項に定める休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるほか、学長は特に必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項に定める休業日であっても、教授会が教育上必要と認める場合には、学長は、教務委員会の議を経て、授業を行うことを決定することができる。

第2節 定員、入学、転入学、編入学、転部・転科、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学

- 第16条 入学を許可する時期は、学年の始めとする。
- 第17条 本学の学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	入学定員(人)	収容定員(人)
人 文 学 部	文 化 学 科	100	400
	歴 史 学 科	70	280
	日本語 日本文学科	70	280
	教育・臨床心理学科	110	440
	英 語 学 科	90	360
	ド イ ツ 語 学 科	50	200
	フ ラ ン ス 語 学 科	50	200
	東 アジア 地域言語学科	65	260
	計	605	2,420
法 学 部	法 律 学 科	430	1,720
	経 営 法 学 科	200	800
	計	630	2,520
経 済 学 部	経 済 学 科	460	1,840
	産 業 経 済 学 科	200	800
	計	660	2,640
商 学 部	商 学 学 科	245	980
	経 営 学 学 科	240	960
	貿 易 学 学 科	180	720
	計	665	2,660
商学部第二部	商 学 学 科	165	660
理 学 部	応 用 数 学 学 科	65	260
	物 理 科 学 学 科	60	240
	化 学 学 学 科	65	260
	地 球 圈 科 学 学 科	60	240
	計	250	1,000
工 学 部	機 械 工 学 学 科	110	440
	電 気 工 学 学 科	110	440
	電 子 情 報 工 学 学 科	150	600
	化 学 シス テ ム 工 学 学 科	110	440
	社会 デザイン 工 学 学 科	110	440
	建 築 学 学 科	110	440
	計	700	2,800
医 学 部	医 学 学 科	110	660
	看 護 学 学 科	110	440
	計	220	1,100
薬 学 部	薬 学 学 科	230	1,380
スポーツ科学部	ス ポ ー ツ 科 学 学 科	225	900
	健 康 運 動 科 学 学 科	70	280
	計	295	1,180
合 计		4,420	18,360

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

VI. 諸規程

2 入学願書提出の年の3月末日までに前項の資格を得る見込みの者は、当該校長の提出する調査書又はその資格を証明する書類を添えて出願することができる。

第19条 入学を志願する者は、本学所定の入学願書及び入学試験に必要な提出書類に別表Iの(1)に定める入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 既に納入した入学検定料は、これを返還しない。

第20条 入学志願者については、選考の上、合格者を決定する。

第21条 合格の通知を受けた者は、本学の承認する保証人連署の入学誓書及び所定の書類に授業料等納入金（新入生にあっては入学金及び第1期分の納入金）を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、本学の留学生別科を修了し入学する者の入学金については、留学生別科入学時の入学金相当額を免除する。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 正当な理由なくして第1項の手続を怠る者は、入学を許可しない。

4 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、別に定める期日までに入学辞退届を学長に提出し受理された者に限り、入学金以外の授業料等納入金を返還することができる。

第22条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転入学を許可することがある。

2 本学に転入学することができる者は、他の大学に2年以上在学し、本学の定める単位数を修得している者とする。

3 転入学の時期は、学年始又は学期始とし、本人の既修の授業科目及び単位・時間数並びに在学年数については、その一部又は全部を本学において認定し、今後履修すべき授業科目及び単位・時間数並びに在学年数を決定する。

第23条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、編入学を許可することがある。

2 本学に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

3 編入学の時期並びに履修すべき授業科目、単位・時間数及び在学年限については、前条の規定に準ずる。

第23条の2 学生が他の学部に転部を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転部を許可することがある。

2 学生が当該学部の他学科に転科を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転科を許可することがある。

3 転部・転科に関する規程は、別に定める。

第24条 学生が他の大学に転学又は受験しようとするときは、学長に届け出るものとする。

第24条の2 学生が外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、本学の修業年限に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項については、別に定める。

第25条 学生が病気その他のやむを得ない理由で長期にわたり欠席しようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、休学することができる。ただし、入学年度の前期については、原則として休学することができない。

2 休学の1期間は、当該年度内の前期、後期又は1年間とする。ただし、医学部医学科及び薬学部は、原則として当該年度1年間とする。

3 休学の開始の時期は、前期又は後期の始めとする。

4 休学は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

第26条 学生が結核性その他感染性の疾患により療養の必要ありと認められるときは、学長は、教授会の議を経て、これに休学を命ずることがある。

第27条 休学している者は、休学期間満了までに復学、休学又は退学のいずれかの所定の手続をしなければならない。

第27条の2 休学している者が復学をしようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

第28条 学生が退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署をもって、学長に届け出るものとする。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第29条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して除籍を行う。

- (1) 第42条の定めるところにより、授業料等納入金を納入しない者
- (2) 成績不振等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなく、出席が常でない者
- (4) 死亡した者
- (5) 休学期間満了時に、正當な理由がなく復学、休学又は退学のいずれの手続も行わない者

第30条 退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 再入学を願い出た者には、必要に応じて学力検査、面接を行う。

3 前2項の規定は、除籍された者が再入学を願い出た場合に、これを準用する。

4 前3項に基づく再入学の取扱いについては、別にこれを定める。

第3節 教育課程

第31条 学部・学科の授業科目及び単位・時間数は、次の表に掲げるとおりとする。

(※印は必修科目、△印及び▲印は選択必修科目とする。)

学部・学科授業科目等については p. 161～162に掲載

2 前項に掲げる授業科目のほかに学部留学生の授業科目として日本語（8単位）を置く。

3 第1項のほかに自由履修単位として換算できる授業科目は、次のうちから学部が指定するものとする。

- (1) 共通教育科目又は専門教育科目のうち、卒業に必要な単位数を超えて修得した科目
- (2) 関連教育科目
- (3) その他、教授会が適当と認める科目

4 第1項及び第2項に掲げる授業科目のほかに随意科目を設けることができる。随意科目については別に定め、卒業に必要な単位数に算入しない。

5 第1項、第2項及び第4項に掲げる授業科目のほかに、人文学部、工学部及びスポーツ科学部にあっては大学院授業科目を、法学部にあっては法科大学院授業科目を設けることができる。大学院及び法科大学院授業科目については別に定め、卒業に必要な単位数に算入しない。

第32条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の各基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業演習、卒業計画等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第32条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により

VI. 諸規程

行うものとする。

2 各学部が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 学生は、福岡大学学科履修規程（以下「学科履修規程」という。）第4条の定めるところにより授業科目を履修し、次条に定める単位数を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科において修得すべき専門教育科目の単位の修得については、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

3 前2項の規定により修得すべき単位数のうち、前条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位（教授会において、前項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目の授業時間数に相当すると認められた単位数を含む。）を超えないものとする。

第34条 人文学部各学科の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

(1) **文化学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計24単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計44単位以上、専門教育科目については、必修科目20単位、選択必修科目及び選択科目から計52単位以上（選択必修科目8単位以上及び選択科目36単位以上を含む。）、合計72単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

(2) **歴史学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目16単位、選択必修科目40単位以上、選択科目20単位以上、計76単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

(3) **日本語日本文学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目24単位、選択必修科目24単位以上、選択科目28単位以上、計76単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

(4) **教育・臨床心理学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目24単位、選択必修科目12単位以上、選択科目30単位以上、計66単位以上、自由履修単位については22単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

(5) **英語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目40単位、選択必修科目8単位以上、選択科目28単位以上、計76単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

(6) **ドイツ語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、ドイツ語圏コースの学生は必修科目24単位、選択必修科目24単位以上、選択科目16単位以上、計64単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は必修科目32単位、選択必修科目22単位以上、選択科目14単位以上、計68単位以上、自由履

修単位については、ドイツ語圏コースの学生は20単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は16単位以上、総計124単位以上修得しなければならない。

(7) **フランス語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、フランス語圏コースの学生は必修科目24単位、選択必修科目24単位以上、選択科目16単位以上、計64単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は必修科目32単位、選択必修科目22単位以上、選択科目14単位以上、計68単位以上、自由履修単位については、フランス語圏コースの学生は20単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は16単位以上、総計124単位以上修得しなければならない。

(8) **東アジア地域言語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目6単位、選択必修科目34単位、選択科目20単位以上、計60単位以上、自由履修単位については28単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

2 **法学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上（なお、第2外国語4単位以上を修得しない者は総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目から4単位以上）、保健体育科目として4単位、専門教育科目については、学科別の規定に従い72単位以上、自由履修単位については24単位以上、総計124単位以上修得しなければならない。

3 **経済学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

(1) **経済学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、自然科学分野から6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として4単位、専門教育科目については計76単位以上、自由履修単位については計20単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

(2) **産業経済学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、自然科学分野から6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として4単位、専門教育科目については計66単位以上、自由履修単位については計30単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

4 **商学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上（なお、第2外国語4単位以上を修得しない者は総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目から4単位以上）、保健体育科目として4単位、専門教育科目については、学科別の規定に従い72単位以上、自由履修単位については20単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。

5 **商学部第二部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上（なお、第2外国語4単位以上を修得しない者は総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目から4単位以上）、保健体育科目として3単位以上、専門教育科目については、商学部第二部の規定に従い60単位以上、自由履修単位については29単位以上、総計124単位以上修得しなければならない。

6 **理学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

(1) **応用数学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い

VI. 諸規程

応用数学コースの学生は必修科目31単位、選択必修科目31単位以上、合計82単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は必修科目33単位、選択必修科目28単位以上、合計82単位以上、自由履修単位については両コースとも12単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。

- (2) **物理科学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、自然科学分野から4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い必修科目34単位、必修実験科目10単位、選択必修科目20単位以上、選択科目22単位以上、合計86単位以上、自由履修単位については、8単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
- (3) **化学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い必修科目30単位、選択必修科目24単位以上、選択必修実験・実習科目18単位以上、選択科目12単位以上、合計84単位以上、自由履修単位については、10単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
- (4) **地球圏科学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、自然科学分野から4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い必修科目16単位、選択必修科目(A·B·C群のうちのいずれかの科目群の全科目)8単位以上、選択科目60単位以上、合計84単位以上、自由履修単位については10単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。

7 **工学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。ただし、共通教育科目の単位互換科目については、その修得単位を卒業及び学科履修規程第6条の6に規定する必要な修得単位数に算入しない。

- (1) **機械工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計24単位以上（必修科目18単位、選択科目6単位以上）、専門教育科目については、計80単位以上（必修科目39単位、選択科目41単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (2) **電気工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計20単位以上（必修科目14単位、選択科目6単位以上）、専門教育科目については、計84単位以上（必修科目60単位、選択科目24単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (3) **電子情報工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計18単位以上（必修科目14単位、選択科目4単位以上）、専門教育科目については、計86単位以上（必修科目及びコース別必修科目として電子通信コース36単位、情報コース34単位、情報システムコース62単位、選択科目及びコース別選択科目として電子通信コース50単位以上、情報コース52単位以上、情報システムコース24単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。

- (4) **化学システム工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計20単位以上（必修科目14単位、選択科目6単位以上）、専門教育科目については、計84単位以上（必修科目及びコース別必修科目として化学工学コース75単位、分子工学コース75単位、選択科目及びコース別選択科目として化学工学コース9単位以上、分子工学コース9単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (5) **社会デザイン工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計18単位以上（必修科目16単位、選択科目2単位以上）、専門教育科目については、計86単位以上（必修科目73単位、選択科目13単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (6) **建築学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計18単位以上（必修科目4単位、選択科目14単位以上）、専門教育科目については、計86単位以上（必修科目63単位、選択科目23単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。

8 **医学部医学科**の学生は、次に掲げる要件を満たしていなければ進級し、卒業することができない。

- (1) 各学年においては、当該学年の専門教育科目の全授業科目の単位又は時間数を修得していること。
- (2) 第4学年及び第6学年においては、前号の要件に加え、全国共用試験において一定以上の成績を修めていること。

9 **医学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数、時間数は次のとおりとする。ただし、単位互換科目については、その修得単位を卒業及び進級に必要な修得単位数に算入しない。

- (1) **医学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から6単位以上、計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として2単位、第2外国語を含め合計34単位以上、専門教育科目については18単位と4,261時間を修得しなければならない。
- (2) **看護学科**は、共通教育科目については、総合教養科目の人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、外国語科目より10単位以上、保健体育科目より2単位以上、計28単位以上、専門基礎科目については、必修科目27単位、専門教育科目については、必修科目68単位、選択必修科目2単位以上、計70単位以上、総計125単位以上を修得しなければならない。

10 **薬学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として2単位以上を含め合計28単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い、必修科目72単位、選択必修科目の1年次科目から計15単位以上、2年次科目から計27単位以上、3年次科目から計25単位以上、4年次科目から計14単位以上を含め計81単位以上、選択科目の6年次科目から5単位以上、合計158単位以上、総計186単位以上を修得しなければならない。

11 **スポーツ科学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として8単位、保健体育科目として4単位、合計32単位以上、専門教育科目については、スポーツ科学部の規定に従い、合計82単位以上「スポーツ科学科（必修科目34単位、選択必修科目6単位以上、選択科目42単位以上）、健康運動科学科（必修科目39単位、選択必修科目2単位以上、選択科目41単位以上）」、自由履修単位については、10単位以上、総計124単位以上を修得しなければならない。ただし、単位互換科目については、その修得単位を卒業に必要な修得単位数に算入しない。

第34条の2 学部留学生が第31条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に

VI. 諸規程

定めるところにより、これを卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

第34条の3 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、第34条の3の3の規定に従って60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、60単位に相当する授業時間数を超えない範囲において、これを準用する。

3 第1項に基づいて本学における授業科目の履修により単位を修得したものとみなす授業科目が共通教育科目であるときは、教授会に先立って教務委員会の議を経るものとする。

4 前3項の規定は、第24条の2の規定により学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について、これを準用する。

第34条の3の2 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、第34条の3の3の規定に従って60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定は、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、60単位に相当する授業時間数を超えない範囲において、これを準用する。

3 第1項に基づいて本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる授業科目が共通教育科目である場合については、前条第3項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修について、これを準用する。

第34条の3の3 第34条の3第1項により修得したものとみなし、又は前条第1項により認定することのできる単位数は、合わせて60単位を限度とする。ただし、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目にあって、第34条の3第2項により修了したものとみなし、又は前条第2項により修了を認定することのできる授業時間数は、合わせて60単位に相当する授業時間数を限度とする。

第34条の4 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条又は短期大学設置基準第17条により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った第34条の3の2第1項に規定する学修を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

3 前2項の規定は、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、これを準用する。

4 第1項又は第2項により単位を修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて30単位を限度とする。ただし、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目にあって、前項により修了したものとみなし、又は修了を認定することのできる授業時間数は、本学において履修した授業時間以外のものについては、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて30単位に相当する授業時間数を限度とする。

5 第1項又は第2項により単位を修得したものとみなし、又は単位を認定することのできる授業科目が共通教育科目である場合については、第34条の3第3項の規定を準用する。

6 前各項の規定は、外国の大学又は短期大学を卒業又は退学した場合及び本学に再入学した場合に、これを準用する。

第34条の4の2 第34条の3第1項若しくは第34条の4第1項により単位を修得したものとみなし、又は第34条の3の2第1項若しくは第34条の4第2項により単位を認定することのできる単位数は、合わせて60単位を限度とする。ただし、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目にあって、第34条の3第1項若しくは第34条の4第1項により修了したものとみなし、又は第34条の3の2第1項若しくは第34条の4第2項により修了を認定することのできる授業時間数は、合

わせて60単位に相当する授業時間数を限度とする。

2 前項の場合において、本学において修得した単位及び履修した授業時間については、これを算入しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、編入学及び転入学の場合については、別にこれを定める。

第34条の4の3 第34条の3から前条までの規定に基づき修得したものとみなし、又は認定することでのきる単位（医学部医学科の専門科目にあっては授業時間）について必要な事項は、別に定める。

第34条の5 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条、別表第1及び別表第2に基づいて教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得を目的として、本学に教職課程を置く。

2 教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

教育職員免許法別表第1（第5条関係）

学部・学科の名称 (正規の課程)		免許状の種類及び免許教科			
		中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
人文学部	文化学科	社 会	地理	歴史	公民
	歴史学科		公		
	日本語日本文学科		国	語	語
	教育・臨床心理学科		社	会	民
	英語学科		外國語（英語）	外國語（英語）	
	ドイツ語学科		外國語（ドイツ語）	外國語（ドイツ語）	
	フランス語学科		外國語（フランス語）	外國語（フランス語）	
	東アジア地域言語学科		外國語（中国語） 外國語（朝鮮語）	外國語（中国語） 外國語（朝鮮語）	
法学部	法律学科	社 会	地理	歴史	公民
	経営法学科		公		
経済学部	経済学科	社 会	地理	歴史	公民
	産業経済学科		公	情	報
商学部	商学科	社 会	商情	業	報
	経営学科		地	理	歴史
	貿易学科		公		民
商学部第二部	商学科	社 会	地 公 商 情	理	歴史 民 業 報
理学部	応用数学科	数 学	数 情		学 報
	物理科学科	理 科	理 情		科 報
	化学学科		理		科
	地球圏科学科				
工学部	機械工学科		工	業	
	電気工学科		工	業	
	電子情報工学科		情	報	
	化学システム工学科				
	社会デザイン工学科				
医学部	建築学科		工	業	
	看護学科		看	護	
スポーツ科学部	スポーツ科学科	保 健 体 育	保	健	育
	健康運動科学科				

VI. 諸規程

教育職員免許法別表第2（第5条関係）

学部・学科の名称（正規の課程）	免許状の種類
医学部 看護学科	養護教諭1種免許状

第34条の6 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項第1号に基づいて学芸員となる資格の取得を目的として、本学に博物館学芸員課程を置く。

2 学芸員となる資格の取得に必要な授業科目（以下「博物館学芸員課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、博物館法及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

第34条の7 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第1項第3号に基づいて社会教育主事となる資格の取得を目的として、本学に社会教育主事課程を置く。

2 社会教育主事となる資格の取得に必要な授業科目（以下「社会教育主事課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、社会教育法及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

第34条の8 日本語教育施設の運営に関する基準（昭和63年文部省制定）第11項第2号に基づいて日本語教育施設における教員の資格の取得を目的として、本学に日本語教員課程を置く。

2 日本語教育施設における教員の資格の取得に必要な授業科目（以下「日本語教員課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、日本語教育施設の運営に関する基準の定めるところに従い、別にこれを定める。

第4節 学習修了の認定及び卒業

第35条 各授業科目の学習修了の認定は、試験等によるものとし、成績の評価は60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 60点以上の成績の評価を得た学生には、その授業科目所定の単位を与える。

第36条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

第36条の2 定期試験は、各学期末にこれを行う。ただし、医学部医学科の時間制の授業科目について所定の期日に行う場合も同様に取り扱う。

第37条 病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受けることのできなかった者に対しては、成績考査規程の定めるところにより追試験を行うことがある。

第37条の2 第2年次生（理学部の学生に限る。）及び第4年次以上の卒業見込者に対しては、成績考査規程の定めるところにより、不合格科目につき再試験を行うことがある。

第37条の3 医学部及び薬学部の学生に対しては、成績考査規程の定めるところにより、不合格科目につき再試験を行うことがある。

第38条 学士の学位の授与は、本学の人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部、医学部看護学科及びスポーツ科学部にあっては4年以上、医学部医学科及び薬学部にあっては6年以上在学し、所定の授業科目を履修して、所定の課程を修め、卒業と認める者に対し、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。ただし、人文学部又は法学部の学生として3年以上在学した者が、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、本学大学院へ進学する場合には、その卒業を認めることができる。

2 前項の学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

第39条 第36条に定める試験の実施及び成績の評価に関する規程は、別にこれを定める。

第5節 賞 罰

第40条 学業成績並びに品行特に優秀な者、その他業績顕著な者は、これを表彰することができる。

第41条 本学の規則に違反し、学内の秩序を乱し、又は学生の本分に反する者は、学長が定める手続に基づき、これを懲戒する。

2 前項の規定による懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当

する者に対してこれを行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6節 授業料その他諸納入金

第42条 学生は、別に定める期日までに、別表Ⅰの(2)に定める授業料等納入金を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の定めるところに従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるものとして認定を受けた学生（以下「修学支援学生」という。）が所定の授業料等納入金を納入したときは、前項の納入を行ったものとみなす。

第43条 次の各号に掲げる授業科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目を履修する者は、別表Ⅱに定めるところに従い、受講料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程科目
- (2) 博物館学芸員課程科目
- (3) 社会教育主事課程科目
- (4) 日本語教員課程科目

2 前項の規定にかかわらず、博物館学芸員課程科目を履修する者については、当該授業科目がその所属する学部のいずれかの学科に関して学則第31条に掲げる表に定められている場合において、その受講料を免除する。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生として第1項の各号に掲げる授業科目を履修する者は、別表Ⅲに定めるところに従い、受講料を納入するものとする。

第43条の2 実習又は研修など特別の費用を必要とする授業科目を履修する者は、別に定めるところに従い、実習・研修費等としてこれら諸費用を納入しなければならない。

第44条 削除

第45条 削除

第46条 学生が所定の期日までに第42条に定める授業料等納入金を完納しなかったときは、除籍する。

第47条 授業料等納入金及び受講料に関する細部については、別に定める。

第48条 特殊の事情ある学生に対しては、その事情により授業料等納入金の減免を行うことがある。

2 前項に規定する学生及び修学支援学生に対する授業料等納入金の減免に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

第49条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、学長は、選考の上、科目等履修生として受け入れを許可することができる。

第50条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は、選考の上、研究生として受け入れを許可することができる。

第51条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れができる。

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人留学生として受け入れを許可することができる。

第53条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する取扱いについては、別にこれを定める。

2 科目等履修生及び研究生の受講料等については、別表Ⅲに掲げるとおりとする。

第8節 公開講座

第54条 本学における教育研究を広く社会に開放し、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第9節 厚生施設

第55条 本学に厚生施設として学生寮その他の施設を置く。

2 前項の厚生施設に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 第32条の2及び第33条の規定は、令和3年3月31日以前から引き続き在籍する学生にも適用する。

3 第42条第1項の規定は、令和3年3月31日以前から引き続き在籍する学生にも適用する。

別表I 入学検定料及び授業料等納入金

- (1) 入学検定料（第19条第1項）

(略)
- (2) 授業料等納入金（第21条第1項・第42条）

(平成31年度入学以降)

(単位 円)

学部	区分 (年額)	入 学 金	特別教育充実費	計	毎年納付金		計
					授 業 料	教育充実費	
人文学部				190,000	730,000	180,000	910,000
法学部		190,000					
経済学部							
商学部							
商学部第二部		60,000		60,000	310,000	80,000	390,000
理学部		240,000		240,000	1,000,000	380,000	1,380,000
工学部							
医学部	医学科	1,000,000	3,000,000	4,000,000	3,912,000	688,000	4,600,000
	看護学科	270,000		270,000	1,040,000	470,000	1,510,000
薬学部		400,000		400,000	1,350,000	290,000	1,640,000
スポーツ科学部		300,000		300,000	800,000	350,000	1,150,000

備考

- 1 この表にかかわらず、平成31年3月31日以前に入学し引き続き在学する者にかかる授業料等納入金については、なお従前の例による。
- 2 入学金については、入学時に限り納入すべき額とする。ただし、第21条第1項ただし書の規定に該当し、その適用を受ける者については、この限りではない。
- 3 特別教育充実費については、入学初年度（1年次）から3年次までの各年次において納入すべき額とする。
- 4 薬学部の教育充実費については、入学初年度（1年次）に納入すべき額とし、2年次から6年次までの各学年において720,000円を納入しなければならない。
- 5 第42条第2項に定める修学支援学生の所定の授業料等納入金は、当該各学生につき、別に定める額とする。

別表II その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目の受講料（第43条第1項）

- (1) 教職課程科目

受 講 料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない教職課程科目	全科目につき 36,000円
-------	---------------------------------	----------------

※ ただし、当該授業科目を博物館学芸員課程科目又は社会教育主事課程科目としてのみ履修する場合については(2)を適用する。

- (2) 博物館学芸員課程科目及び社会教育主事課程科目

受 講 料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない博物館学芸員課程科目	全科目につき 12,000円
	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない社会教育主事課程科目	全科目につき 16,000円

※ ただし、博物館学芸員課程科目を履修する者については、当該授業科目がその所属する学部のいずれかの学科に関して第31条に掲げる表に定められている場合において、その受講料を免除する。

- (3) 日本語教員課程科目

受 講 料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない日本語教員課程科目	1 単位につき 1,000円
-------	------------------------------------	----------------

VI. 諸規程

別表III 科目等履修生及び研究生の受講料等（第43条第3項・第53条第2項）

(1) 単位又は授業時間の認定を必要とする科目等履修生

選考料		15,000円
受講料	第31条に掲げる表において、理学部、工学部、医学部看護学科又は薬学部の専門教育科目（工学部については、工学共通科目を、医学部看護学科については、専門基礎科目を含む。）としてのみ定められている授業科目	1単位につき 18,000円
	第31条に掲げる表において、医学部医学科の専門教育科目としてのみ定められている授業科目	1単位につき又は15時間につき 40,000円
	第31条に掲げる表に定められている上記以外の授業科目	1単位につき 12,000円
	第31条に掲げる表において、商学部第二部の専門教育科目のうち別に定められている授業科目	20単位まで 110,000円
	第31条に掲げる表に定められていない授業科目	本学の卒業者 1単位につき 7,000円 その他 1単位につき 12,000円

(2) 単位の認定を必要としない科目等履修生

選考料		15,000円
受講料	第31条に掲げる表に定められている授業科目（医学部医学科を除く。）	1単位につき 9,000円

(3) 研究生

選考料	医学部医学科	20,000円
	その他の学部・学科	15,000円
研究指導料		月額 15,000円

授業科目及び単位・時間数 (学則第31条(表))

令和6年度入学生（24台）

経済学部 経済学科

科 目		授 業 科 目(单 位)														
分 野		哲 哲 哲 理 学 A	理 学 A	本 学 A	哲 哲 理 学 B	理 学 B	宗 論	教 文	学 A	史 学 A	東 日	教 文	学 B	史 学 B	史 学 B	学 B
共 通 教 育 科 目 (132 単位)	人文科学	哲 哲 哲 理 学 A	理 学 A	本 学 A	哲 哲 理 学 B	理 学 B	宗 論	教 文	学 A	史 学 A	東 日	教 文	学 B	史 学 B	史 学 B	学 B
	総合教養科目	哲 哲 哲 理 学 A	理 学 A	本 学 A	哲 哲 理 学 B	理 学 B	宗 論	教 文	学 A	史 学 A	東 日	教 文	学 B	史 学 B	史 学 B	学 B
	社会科学	法 政 治	商 育	教 地 文 化	社 誌 類	學 人	入 門	基 础	數 學	統 計	入 門	物 球 入 門	理 地 球 入 門	科 地 球 入 門	入 門	(2)
	自然科学	理 物 新 し い 自 然	の 世 界	新 い 地 球 觀 入 門	科 学 入 門	入 門	基 础	數 學	統 計	入 門	物 球 入 門	理 地 球 入 門	科 地 球 入 門	入 門	(2)	
	総合系列表目	福岡大学で考える現代社会 (2)												福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに育ぶか (2)		
	学修基盤科目	福大生のためのキャリアデザイン (2) アカデミックスキルズゼミ I (2) アカデミックスキルズゼミ II (2)												福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに育ぶか (2)		
	外語科目	第 1 海外英語研修 (2)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (2)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (2)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (2)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (2)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (2)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (2)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (4)	
	第 2	ドイツ語 I (2-4)	ドイツ語 II (2-4)	フランス語 I (2-4)	フランス語 II (2-4)	中国語 I (2-4)	中国語 II (2-4)	ロシア語 I (2-4)	ロシア語 II (2-4)	朝鮮語 I (2-4)	朝鮮語 II (2-4)	朝鮮語 I (2-4)	朝鮮語 II (2-4)	朝鮮語 I (2-4)	朝鮮語 II (2-4)	
	保健体育科目 (4単位)	※生涯スポーツ演習 (2) ※生涯スポーツ論 (2)												他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目		
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目		
専 門 教 育 科 目 (206 単位)	必修科目 (8単位)	※マイクロ経済学 (4) ※マクロ経済学 (4)												他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目		
	コース別科目 (206単位)	経済学 史 A (2)	経済学 史 B (2)	経済学 史 C (4)	経済学 史 D (2)	経済学 史 E (2)	経済学 史 F (2)	経済学 史 G (2)	経済学 史 H (2)	経済学 史 I (2)	経済学 史 J (2)	経済学 史 K (2)	経済学 史 L (2)	経済学 史 M (2)	経済学 史 N (2)	経済学 史 O (2)
	ゼミナール (24単位)	経済学 入門 A (2)	経済学 入門 B (2)	経済学 入門 C (2)	経済学 入門 D (2)	経済学 入門 E (2)	経済学 入門 F (2)	経済学 入門 G (2)	経済学 入門 H (2)	経済学 入門 I (2)	経済学 入門 J (2)	経済学 入門 K (2)	経済学 入門 L (2)	経済学 入門 M (2)	経済学 入門 N (2)	経済学 入門 O (2)
	選択科目 (112単位)	初年次演習 I (2)	初年次演習 II (4)	初年次演習 III (4)	初年次演習 IV (4)	初年次演習 V (4)	初年次演習 VI (4)	初年次演習 VII (4)	初年次演習 VIII (4)	初年次演習 IX (4)	初年次演習 X (4)	初年次演習 XI (4)	初年次演習 XII (4)	初年次演習 XIII (4)	初年次演習 XIV (4)	初年次演習 XV (4)
	関連教育科目 (76単位)	簿記 原理 (4)	簿記 法 II (2)	簿記 法 III (2)	簿記 法 IV (2)	簿記 法 V (2)	簿記 法 VI (2)	簿記 法 VII (2)	簿記 法 VIII (2)	簿記 法 IX (2)	簿記 法 X (2)	簿記 法 XI (2)	簿記 法 XII (2)	簿記 法 XIII (2)	簿記 法 XIV (2)	簿記 法 XV (2)

令和6年度入学生 (24台)

経済学部 産業経済学科

科 目 分 野		授 業 科 目 (单 位)															
共通教育科目 (132単位)	人文科学 総合教養科目 (132単位)	哲學 A (2) 倫理 A (2) 日本史 A (2) 西洋史 A (2) アジアの文学 A (2) 人文社会地政学 A (2) 西洋教育史 A (2)	哲學 B (2) 倫理 B (2) 日本史 B (2) 西洋史 B (2) アジアの文学 B (2) 芸術 A (2)	論理学 A (2) 宗教 A (2) 東洋史 A (2) 本洋文 A (2) 西洋文 A (2) 芸術 B (2)	論理学 A (2) 宗教 A (2) 東洋史 A (2) 本洋文 A (2) 西洋文 A (2) 芸術 B (2)	論理学 A (2) 宗教 A (2) 東洋史 A (2) 本洋文 A (2) 西洋文 A (2) 芸術 B (2)	学 B (2) 学 B (2) 史 B (2) 学 B (2) 学 B (2) 育史 B (2)										
		法政学 A (2) 政治学 B (2) 商学 B (2) 教育学 B (2) 地誌学 B (2)	法経学 A (2) 済会学 A (2) 社会学 A (2) ・課程論 (2)	日本經濟学 B (2) 社会理学 B (2) 地地理学 B (2)	憲法 B (2) 済会理学 B (2) 地地理学 B (2)	政治学 B (2) 商教地化人類学 B (2)	学 A (2) 学 A (2) 論 A (2) 学 B (2) 学 A (2)										
		数学 A (2) 物理の世界 (2) 新しい地球観 (2) 自然科学 A (2)	基礎数学 (2) 自然界と物質の化学 (2) 自然地理学 (2) 自然科学と人間 (2)	統計学 A (2) 生活と環境の化学 (2) ミクロの生物科学 (2)	入門 (2) 門 (2)	物理科学 A (2) 地球圈科学 A (2) マクロの生物科学 (2)	入門 (2) 門 (2)										
		福岡大学で考える現代社会 (2)															
		福大生のためのキャリアデザイン (2) データサイエンス・AI入門 (2)															
	外國語科目 (60単位)	※フレッシュマン・イングリッシュ (4) 海外英語研修 (2)	※インターミディエイト・イングリッシュ (4) アドバンスト・イングリッシュ (2)	※インター・ミディエイト・イングリッシュ (4)													
		ドイツ語 I (2-4) 中国語 I (2-4) スペイン語 I (2-4)	ドイツ語 II (2-4) 中国語 II (2-4) スペイン語 II (2-4)	フランス語 I (2-4) ロシア語 I (2-4) 朝鮮語 I (2-4)	フランス語 II (2-4) ロシア語 II (2-4) 朝鮮語 II (2-4)	フランス語 II (2-4)											
保健体育科目 (4単位)	※生涯スポーツ演習 (2) ※生涯スポーツ論 (2)																
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																
必修科目 (8単位)	※情報技術入門 (2) ※基礎数理入門 (2) ※マイクロ経済学 (4)																
専門教育科目 (152単位)	選択科目A類 (152単位)	ベンチャー起業論 A (4) 産業戦略論 A (4) 地域イノベーション入門 (2) 地域イノベーション演習 D (2) マクロ経済学 (4) 意思決定理論 A (2) 実践ビジネス英語 A (4) 統計学入門 A (2) 社会会調査入門 (2) フィールド研究 B (2) 情報システム演習 B (2) 戦略の経済学 B (2) 人間関係論 B (2) ベンチャーワークショップ B (2) 地域政策論 B (2) 社会モデル解析論 B (2)	ベンチャー起業論 B (4) 産業戦略論 B (4) 地域イノベーション演習 A (2) 地域イノベーション演習 E (2) 起業戦略論 A (2) 意思決定理論 B (2) 実践ビジネス英語 B (4) 統計学入門 B (2) 情報ビジネス入門 (2) フィールド研究 C (2) 産業組織論 A (2) 九州経済論 A (2) ゲーム理論 A (2) 地域分析論 A (2) 社会調査論 A (2) 情報ビジネス論 A (2)	ベンチャー起業論 C (4) 産業戦略論 C (4) 地域イノベーション演習 B (2) 地域イノベーション演習 F (2) 起業戦略論 B (2) コボレートファイナンス A (2) 経済学のための解析入門 (2) データサイエンス A (2) インターネットビジネス (2) フィールド研究 D (2) フィールド研究 B (2) 産業組織論 B (2) 九州経済論 B (2) ゲーム理論 B (2) 地域分析論 B (2) 社会調査論 B (2) 情報ビジネス論 B (2)	ベンチャー起業論 D (4) 産業戦略論 D (4) 地域イノベーション演習 C (2) 地域イノベーション演習 G (2) 情報と産業 (2) コボレートファイナンス B (2) 経済学のための線形代数入門 (2) データサイエンス B (2) フィールド研究 A (2) 情報システム演習 A (2) 戦略の経済学 A (2) 人間関係論 A (2) ベンチャーワークショップ A (2) 地域政策論 A (2) 社会モデル解析論 A (2) 統計学 (4)												
		ゼミナール (14単位)	初年次演習 (2) 演習 B (2)	基礎演習 I (2) 演習および論文 (4)	基礎演習 II (2)	演習 A (2)											
		選択科目B類 (92単位)	経済学入門 (4) 経済思想史 B (2) 特別演習 I (4) 情報社会と経済 B (2) 海外研究者特別講義 I D (2) 概説法律学 (2) 時事経済論 (2) 経済学ワークショップ D (2) 経済学ジョイントコース B (2) 西洋経済史 (4)	日本経済論 A (2) 情報社会と情報倫理 (2) 英書講読 II A (2) 海外研究者特別講義 I A (2) キャリアデザイン I (2) 概説政治学 (2) 経済学ワークショップ A (2) 経済学ワークショップ E (2) 経済学ジョイントコース I (2) 日本経済史 (4)	日本経済論 B (2) 英書講読 I A (2) 英書講読 II B (2) 海外研究者特別講義 I B (2) 概説日本史 (2) 概説社会学 (2) 経済学ワークショップ B (2) 経済学ワークショップ F (2) 経済学ジョイントコース A (2) プロジェクト研究 (4)	経済思想史 A (2) 英書講読 I B (2) 情報社会と経済 A (2) 海外研究者特別講義 I C (2) 概説外国史 (2) 概説社会学 (2) 特別演習 II (4) 経済学ワークショップ C (2) 経済学ワークショップ F (2) 経済学ジョイントコース A (2) 東洋経済史 (4)											
			簿記原理 (4) 法 II (2) 行列と行列式 (2) 交通経済入門 (2) 債権法 I (2) 概説哲学 (2) 会社法 I (2) 経済法 (4)	経営入門 (2) 民法入門 (2) 確率と統計 (2) 交通経済論 (2) 債権法 II (2) 債権法 III (2) 会社法 II (2) 税法 I A (2)	経営学総論 (2) 民法総則 (2) 会計学総論 (2) 保険論入門 (2) 物権法 I (2) 行政法 I (4) 企業取引決済法 (2) 法 I B (2)	憲法 (2) 微分積分論 (2) 財務会計論 (2) 保険法 II (2) 労働法 (2) 企画法 (2) 知的財産法 (2)											
			他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
			他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
			他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
			他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
			他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
			他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														
			他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目														

福岡大学学科履修規程

第1章 総則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

第2章 科目の履修

第2条（抜粋）

3 経済学部（経済学科、産業経済学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。
(学則第34条参照)

EE 24台：経済学部 経済学科 令和6年度入学生

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	4単位以上	計20単位以上
		社会科学	4単位以上	
		自然科学	6単位以上	
		総合系列科目		
		学修基盤科目		
(2)専門教育科目	外国語科目	第1外国語	8単位以上	総計128単位以上
		第2外国語（注1）		
	保健体育科目		4単位	
	単位互換科目（注1）			
(3)自由履修単位	必修科目	8単位		計76単位以上
	コース別科目（注2）	自コース科目（※1）	20単位以上	
		他コース科目（※2）（注3）		
	ゼミナール			
	選択科目			
	共通教育科目			
	専門教育科目		計20単位以上	
	関連教育科目			

※イメージ図

- （注） 1. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。
 2. 2年次に実践経済分析コース、応用経済学コース又は社会経済学コースのいずれかのコースに所属すること。
 ※1 各自分が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自分が所属するコース以外の「コース科目」
 3. コース別科目の「他コース科目（産業経済学科の「選択科目A類」を含む。）」を修得した場合は、20単位を限度として「他コース科目」の単位数に算入することができる。（20単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

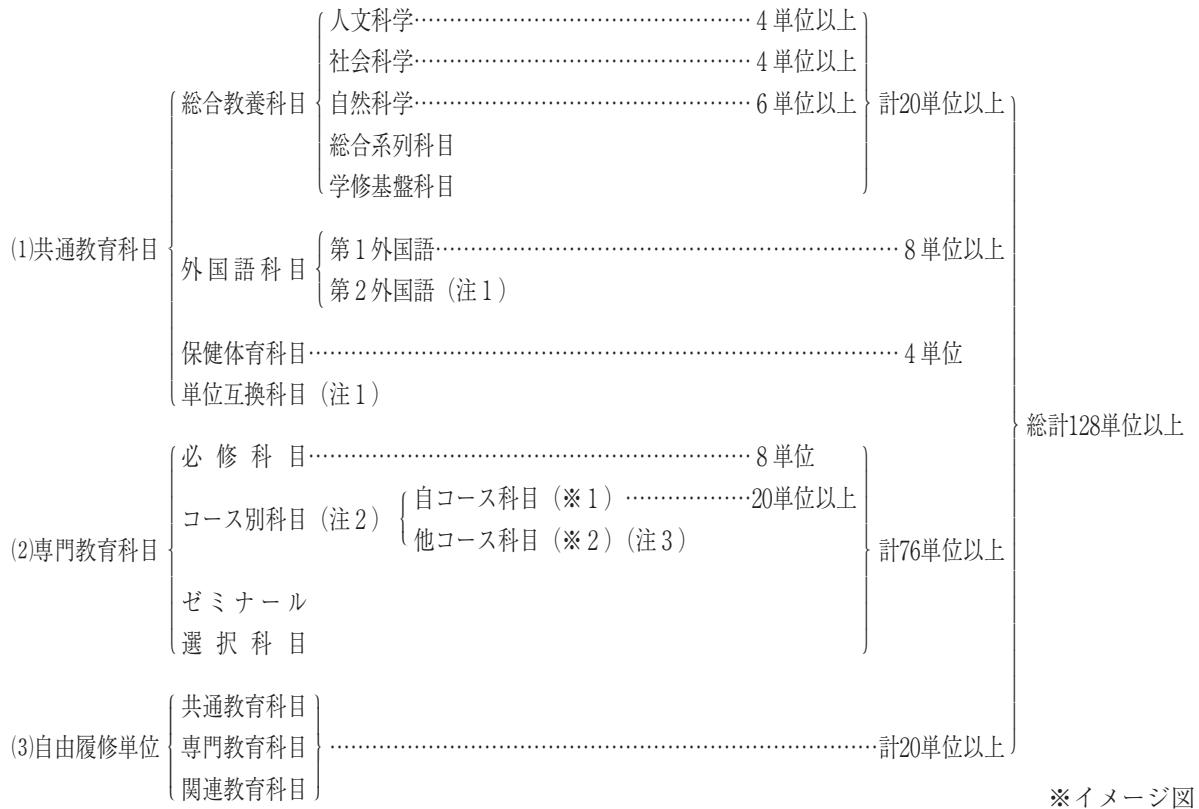
《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修

		第1・2・3・4年次													
		授業科目		単位		授業科目		単位		授業科目		単位			
共通教育科目	人文科学	哲倫学A 理本学A 史A 西洋文 アジアの文 人文学 文教	2 2 2 2 2 2	哲倫学B 理本学B 史B 西洋文 アジアの文 人文学B 文教	2 2 2 2 2 2	論宗學A 日本學A 國學A 憲學B 經濟學A 社會學A 地心學A	2 2 2 2 2 2 2	理教A 史學A 文學A 政治學A 社會學A 地政學A 化學A	2 2 2 2 2 2 2	論宗學B 史學B 文學B 政治學B 社會學B 地政學B 化學B	2 2 2 2 2 2 2				
	社会科学	法政學A 治學B 商學B 教學B 育誌學 文化人類學	2 2 2 2 2	法經學A 濟學A 社會學A 地心學A	2 2 2 2	日本學B 國學B 憲學B 經濟學B 社會學B 地政學B	2 2 2 2 2 2	政治學A 教育學A 地理學A 化學A	2 2 2 2	政治學B 教育學B 地理學B 化學B	2 2 2 2				
	自然科学	數學A 物理の世界 新しい地球観 自然科學と人間 総合系科目 学修基盤科目	2 2 2 2 2	基礎學A 數學A 自然界と物質の化 ミクロの生物科學 自然地理學(第3年次配当) 福岡大学で考える現代社會	2 2 2 2 2	統計學A 入門學A 門學A 生活と環境の化 マクロの生物科學 自然地理學	2 2 2 2 2	理學A 入門學A 門學A 物理學A 地球學A	2 2 2 2 2	理學B 入門學B 門學B 物理學B 地球學B	2 2 2 2 2				
	福岡大学で考える現代社會	2													
	福岡大生のためのキャリアデザイン データサイエンス・AI入門	2													
	アカデミックスキルゼミI アーティスティック・AI入門	2													
	アカデミックスキルゼミII 福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか	2													
	アーティスティック・AI入門	2													
	アーティスティック・AI入門	2													
	アーティスティック・AI入門	2													
選択科目		第1年次				第2年次				第3年次				第4年次	
		授業科目		単位		授業科目		単位		授業科目		単位		授業科目	
		※フレッシュマン・イングリッシュI ※フレッシュマン・イングリッシュII ※フレッシュマン・イングリッシュIII ※フレッシュマン・イングリッシュIV	1 1 1 1	※インターミディエイト・イングリッシュI ※インターミディエイト・イングリッシュII ※インターミディエイト・イングリッシュIII ※インターミディエイト・イングリッシュIV	1 1 1 1	アドバンスト・イングリッシュI アドバンスト・イングリッシュII	1 1								
		〔ドイツ語I A 〔ドイツ語I B 〔フランス語I A 〔フランス語I B 〔中国語I A 〔中国語I B 〔ロシア語I A 〔ロシア語I B 〔スベイシン語I A 〔スベイシン語I B 〔朝鮮語I A 〔朝鮮語I B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	〔ドイツ語II A 〔ドイツ語II B 〔フランス語II A 〔フランス語II B 〔中国語II A 〔中国語II B 〔ロシア語II A 〔ロシア語II B 〔スベイシン語II A 〔スベイシン語II B 〔朝鮮語II A 〔朝鮮語II B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										
		保健体育科目	※生涯スポーツ演習I ※生涯スポーツ演習II	1 1	※生涯スポーツ論	2									
		単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												
		必修科目	※ミクロ経済学	4	※マクロ経済学	4									
		実践経済分析コース													
		コース別科目													
		応用経済学コース													
		専門教育科目	社会経済学コース												
		ゼミナール	初年次演習	2	特別演習I 基礎演習A 基礎演習B	4 2 2	特別演習II 演習A 演習B	4 2 2	特別演習II 演習A 演習B	4 2 2	特別演習II 演習C 演習D	2 2	特別演習II 演習C 論文	2 4	
		選択科目													
		関連教育科目													

(注) [] 内は今年度休講。

《卒業要件》



- (注) 1. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。
 2. 2年次に実践経済分析コース、応用経済学コース又は社会経済学コースのいずれかのコースに所属すること。
 　※1 各自分が所属するコースの「コース科目」
 　※2 各自分が所属するコース以外の「コース科目」
 3. コース別科目の「他コース科目（産業経済学科の「選択科目A類」を含む。）」を修得した場合は、20単位を限度として「他コース科目」の単位数に算入することができる。（20単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
共通教育科目	人文科学	哲學 A	2	哲學 B	2	論理 A	2	論理 B	2	論理 A	2	論理 B	2	
		理学 A	2	理学 B	2	史学 A	2	史学 B	2	史学 A	2	史学 B	2	
	社会科学	日本史 A	2	日本史 B	2	東洋史 A	2	東洋史 B	2	東洋史 A	2	東洋史 B	2	
		西洋史 A	2	西洋史 B	2	日本文学 A	2	日本文学 B	2	日本文学 A	2	日本文学 B	2	
	アジアの文化	アジアの文学 A	2	アジアの文学 B	2	アジアの文芸 A	2	アジアの文芸 B	2	アジアの文芸 A	2	アジアの文芸 B	2	
		人文学 A	2	人文学 B	2	地理 A	2	地理 B	2	地理 A	2	地理 B	2	
	西洋地政学	西洋地政学 A	2	西洋地政学 B	2	政治 A	2	政治 B	2	政治 A	2	政治 B	2	
		教育 A	2	教育 B	2	経済 A	2	経済 B	2	経済 A	2	経済 B	2	
	総合系科目	法政 A	2	法政 B	2	社会 A	2	社会 B	2	社会 A	2	社会 B	2	
		教育 A	2	教育 B	2	会員 A	2	会員 B	2	会員 A	2	会員 B	2	
	人文学科	新しい地政観 A	2	新しい地政観 B	2	人間 A	2	人間 B	2	人間 A	2	人間 B	2	
		自然科学 A	2	自然科学 B	2	世界 A	2	世界 B	2	世界 A	2	世界 B	2	
	福岡大学で考える現代社会	福岡大学で考える現代社会 A	2	福岡大学で考える現代社会 B	2	福岡大学でわかる福岡 A	2	福岡大学でわかる福岡 B	2	福岡大学でわかる福岡 A	2	福岡大学でわかる福岡 B	2	
		学修基盤科目	2	[福大生のためのキャリアデザイン] [データサイエンスAI入門]	2	アカデミックスキルズゼミ I	2	アカデミックスキルズゼミ II	2	[福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか]	2	[福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか]	2	
選択科目		第1年次				第2年次				第3年次				
		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
		※フレッシュマン・イングリッシュ I	1	※インターミディエイト・イングリッシュ I	1	※フレッシュマン・イングリッシュ II	1	※インターミディエイト・イングリッシュ II	1	※フレッシュマン・イングリッシュ III	1	※インターミディエイト・イングリッシュ III	1	
		※フレッシュマン・イングリッシュ IV	1	※インターミディエイト・イングリッシュ IV	1	※フレッシュマン・イングリッシュ V	1	※インターミディエイト・イングリッシュ V	1	※フレッシュマン・イングリッシュ VI	1	※インターミディエイト・イングリッシュ VI	1	
		〔ドドド〕イツイツ語 I A	2	〔ドドド〕イツイツ語 II A	2	〔ドドド〕ラーナンス語 I A	2	〔ドドド〕ラーナンス語 II A	2	〔ドドド〕ラーナンス語 III A	2	〔ドドド〕ラーナンス語 IV A	2	
		〔フフフ〕ラーナンス語 I B	2	〔フフフ〕ラーナンス語 II B	2	〔フフフ〕ラーナンス語 III B	2	〔フフフ〕ラーナンス語 IV B	2	〔フフフ〕ラーナンス語 V B	2	〔フフフ〕ラーナンス語 VI B	2	
		〔中中中〕中国語 I A	2	〔中中中〕中国語 II A	2	〔中中中〕中国語 III A	2	〔中中中〕中国語 IV A	2	〔中中中〕中国語 V A	2	〔中中中〕中国語 VI A	2	
		〔ロロロ〕シニア語 I B	2	〔ロロロ〕シニア語 II B	2	〔ロロロ〕シニア語 III B	2	〔ロロロ〕シニア語 IV B	2	〔ロロロ〕シニア語 V B	2	〔ロロロ〕シニア語 VI B	2	
		〔ススス〕ベイイング語 I B	2	〔ススス〕ベイイング語 II B	2	〔ススス〕ベイイング語 III B	2	〔ススス〕ベイイング語 IV B	2	〔ススス〕ベイイング語 V B	2	〔ススス〕ベイイング語 VI B	2	
		〔朝朝朝〕朝鮮語 I B	2	〔朝朝朝〕朝鮮語 II B	2	〔朝朝朝〕朝鮮語 III B	2	〔朝朝朝〕朝鮮語 IV B	2	〔朝朝朝〕朝鮮語 V B	2	〔朝朝朝〕朝鮮語 VI B	2	
保健体育科目		※生涯スポーツ演習 I	1	※生涯スポーツ演習 II	1	※生涯スポーツ論	2							
単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												
必修科目		※ミクロ経済学	4	※マクロ経済学	4									
専門教育科目	実践経済分析コース			経済学 A	2	史学 A	2	史学 B	2	マニフェスト・イングリッシュ I	1	マニフェスト・イングリッシュ II	1	
				経済学 B	2	統計学 A	2	統計学 B	2	アドバンスト・イングリッシュ I	1	アドバンスト・イングリッシュ II	1	
	応用経済学コース			経済学 C	4	論理学 A	2	論理学 B	2	マニフェスト・イングリッシュ III	1	マニフェスト・イングリッシュ IV	1	
				経済学 D	4	経済学 E	2	経済学 F	2	マニフェスト・イングリッシュ V	1	マニフェスト・イングリッシュ VI	1	
	社会経済学コース			経済学 G	4	社会学 A	2	社会学 B	2	マニフェスト・イングリッシュ VII	1	マニフェスト・イングリッシュ VIII	1	
				経済学 H	4	概論 A	2	概論 B	2	マニフェスト・イングリッシュ IX	1	マニフェスト・イングリッシュ X	1	
	ゼミナール	初年次演習	2	特別演習 I	4	論理 A	2	論理 B	2	マニフェスト・イングリッシュ XI	1	マニフェスト・イングリッシュ XII	1	
		基礎演習 A	2	基礎演習 B	2	論理 A	2	論理 B	2	マニフェスト・イングリッシュ XIII	1	マニフェスト・イングリッシュ XIV	1	
	選択科目	経済入門 A	4	情報社会と経済 A	2	時事経済論 A	2	時事経済論 B	2	マニフェスト・イングリッシュ XV	1	マニフェスト・イングリッシュ XVI	1	
		経済入門 B	2	情報社会と経済 B	2	経済学ワーキングショップ A	2	経済学ワーキングショップ B	2	マニフェスト・イングリッシュ XVII	1	マニフェスト・イングリッシュ XVIII	1	
関連教育科目		社会経済学 A	4	国際経済 A	4	国際経済 B	4	国際経済 C	4	マニフェスト・イングリッシュ XIX	1	マニフェスト・イングリッシュ XX	1	

(注) [] 内は今年度休講。

EE 22台：経済学部 経済学科 令和4年度入学生

《卒業要件》

		人文科学.....4単位以上 社会科学.....4単位以上 自然科学.....6単位以上 総合系列科目 学修基盤科目	計20単位以上
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語.....8単位以上 第2外国語(注1)	
		保健体育科目.....4単位	
		単位互換科目(注1)	総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目 コース別科目(注2) ゼミナール 選択科目	必修科目.....8単位 コース別科目(※1).....20単位以上 他コース科目(※2)(注3)	計76単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目 専門教育科目 関連教育科目計20単位以上	※イメージ図

- (注) 1. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。
 2. 2年次に実践経済分析コース、応用経済学コース又は社会経済学コースのいずれかのコースに所属すること。
 　※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 　※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」
 3. コース別科目の「他コース科目(産業経済学科の「選択科目A類」を含む。)」を修得した場合は、20単位を限度として「他コース科目」の単位数に算入することができる。(20単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。)

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修

(注) [] 内は今年度休講。

《卒業要件》

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次														
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位			
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋	学B	2	論宗東	理教洋	学A	2	論宗東	理教洋	学B	2
		理本洋	学A	2	史A	学B	2	日西芸	文文	学A	2	史A	学B	2		
	社会科学	ジア人西洋	学A	2	ジアの文芸	学B	2	本洋	本洋	学A	2	史B	学B	2		
		地教	学A	2	芸	學B	2	芸	學B	學A	2	史B	學B	2		
	自然科学	法政	学A	2	治	法経社	学B	2	日本	国済社	学B	2	政治	学A	2	
		商教	学B	2	育	会理	学A	2	済会	学B	学A	2	育	学A	2	
	文化人	地文	学B	2	地心	課程論	学A	2	理	理	学B	2	化	類	2	
		文化	学B	2	文化	原理	學A	2	統計	入門	門門	2	科	入門	2	
	総合科目	新系	学A	2	世界	基礎物質	学B	2	生活	門門	門門	2	理	入門	2	
		自然	学B	2	地球	の化学	學B	2	環境	門門	門門	2	地球	入門	2	
	総合系列科目		地球	環境	自然	の生物	学B	2	マクロ	の生物	門門	2	自然	入門	2	
教育科目	外國語科目	「文化と教育」	学A	2	「生きて生きる」	学B	2	国際化	と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2				
		修基盤	学B	2	現代を生きる	学B	2	化	と日本	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2				
	保健体育科目	〔福大生のためのキャリアデザイン〕	学A	2	〔アカデミックスキルゼミI〕	学B	2	〔アカデミックスキルゼミII〕	学B	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2				
		生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1	生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1	生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1			
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む)の授業科目	のうち経済学部教授会が適当と認める科目													
		必修科目	※ミクロ経済学	4	※マクロ経済学	4										
専門教育科目	実践経済分析コース	△経済	学A	2	△経済	学B	2	△経済	学A	2	△経済	学B	2			
		△経済	学B	2	△経済	学B	2	△経済	学B	2	△経済	学B	2			
	応用経済学コース	△財政	学A	4	△財政	学B	4	△財政	学A	4	△財政	学B	4			
		△金銀	学A	4	△金銀	学B	4	△金銀	学A	4	△金銀	学B	4			
	専門教育科目及び選択科目	△国際経済	学A	4	△国際経済	学B	4	△国際経済	学A	4	△国際経済	学B	4			
		△労働	学A	4	△労働	学B	4	△労働	学A	4	△労働	学B	4			
	社会経済学コース	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	ゼミナール	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学A	4	△外書	学B	4			
選択科目	初年次演習	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	選択科目	△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
		△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
	関連教育科目	△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
	関連教育科目	△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
		△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
	関連教育科目	△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
	関連教育科目	△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
		△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
	関連教育科目	△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
	関連教育科目	△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
		△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
	関連教育科目	△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
	関連教育科目	△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
		△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
	関連教育科目	△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
	関連教育科目	△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
		△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
	関連教育科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A	4	△経済	学B	4			
	関連教育科目	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学A	4	△社会	学B	4			
		△概論	学A	4	△概論	学B	4	△概論	学A	4	△概論	学B	4			
	関連教育科目	△研究	学A	4	△研究	学B	4	△研究	学A	4	△研究	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学A	4	△国際	学B	4			
	関連教育科目	△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学A							

《卒業要件》

	<table border="0"> <tr> <td>人文科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>社会科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>自然科学</td><td>6 単位以上</td></tr> <tr> <td>総合系列科目</td><td></td></tr> <tr> <td>学修基盤科目</td><td></td></tr> </table>	人文科学	4 単位以上	社会科学	4 単位以上	自然科学	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		計20単位以上
人文科学	4 単位以上											
社会科学	4 単位以上											
自然科学	6 単位以上											
総合系列科目												
学修基盤科目												
(1)共通教育科目												
外国語科目	<table border="0"> <tr> <td>第1 外国語</td><td>8 単位以上</td></tr> <tr> <td>第2 外国語</td><td></td></tr> </table>	第1 外国語	8 単位以上	第2 外国語								
第1 外国語	8 単位以上											
第2 外国語												
保健体育科目	4 単位											
単位互換科目												
(2)専門教育科目		総計128単位以上										
必修科目	8 単位											
コース別選択必修科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択必修科目(※1)…12単位以上</td> <td rowspan="2">20単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択必修科目(※2)</td> </tr> </table>	自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上	他コース選択必修科目(※2)								
自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上											
他コース選択必修科目(※2)												
コース別選択科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択科目 (※1)…20単位以上</td> <td rowspan="3">48単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択科目 (※2) (注3)</td> </tr> </table>	自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上	他コース選択科目 (※2) (注3)	計76単位以上							
自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上											
他コース選択科目 (※2) (注3)												
ゼミナール												
選択科目												
(3)自由履修単位												
共通教育科目												
専門教育科目	…	計20単位以上										
関連教育科目												

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次														
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位			
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋	学B	2	論宗東	理教洋	学A	2	論宗東	理教洋	学B	2
		理本洋	学A	2	史A	学B	2	日本洋	文文	学A	2	史A	学B	2		
	社会科学	史A	学A	2	ジアの文	学B	2	ジアの文	本洋	学A	2	史A	学B	2		
		ジアの文	学A	2	芸	学B	2	芸	学术	学B	2	史A	学B	2		
	自然科学	地政	学A	2	法経	済会	学B	2	日本	国際化	学A	2	政治	学A	2	
		商教	学B	2	社育	原理	学A	2	経社	地心	学B	2	育人	学B	2	
	総合科目	地文	学B	2	育論	課程	学A	2	理學	理理	学B	2	文化	学A	2	
		文化	学B	2	地心	理	学A	2	入門	門門	学B	2	入門	門門	2	
	総合系科目		地理	学A	2	基礎	物質	学B	2	統計	門門	学B	2	地理	学A	2
	「文化と教育」		世界	学B	2	自然界	の化学	学B	2	生活	門門	学B	2	地球	学A	2
	学修基盤科目		新しい	学B	2	ミクロ	の生物	学B	2	と環境	門門	学B	2	自然	学A	2
保健体育科目		自然	学B	2	生物	の化学	学B	2	マクロ	の生物	学B	2	科学	学A	2	
生涯スポーツ演習		地理	学B	2	自然	の生物学	学B	2	マクロ	の生物	学B	2	技術	学A	2	
生涯スポーツ演習		環境	学B	2	生物	の生物学	学B	2	マクロ	の生物	学B	2	情報	学A	2	
他大学(短期大学を含む。)の授業科目		「生産・健康と医療」	2	「生産・生きる」	2	国際化	と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2						
他大学(短期大学を含む。)の授業科目		〔文化と教育〕	2	現代	を生きる	2	〔アカデミックスキルゼミI〕	2	〔アカデミックスキルゼミII〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2				
外國語科目		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次								
第1		授業科目		授業科目		授業科目		授業科目								
外國語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターミディエイト・イングリッシュI	1	※アドバンスト・イングリッシュI	1	※アドバンスト・イングリッシュII	1							
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターミディエイト・イングリッシュII	1	※アドバンスト・イングリッシュII	1	※アドバンスト・イングリッシュIII	1							
	第2	※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターミディエイト・イングリッシュIII	1	※アドバンスト・イングリッシュIII	1	※アドバンスト・イングリッシュIV	1							
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターミディエイト・イングリッシュIV	1	※アドバンスト・イングリッシュIV	1	※アドバンスト・イングリッシュV	2							
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ演習II	1	※生涯スポーツ論	2									
単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目														
必修科目		※マイクロ経済学	4	※マクロ経済学	4											
コース別選択必修科目	実践経済分析コース	△経済	学A	2	△経済	学B	2	△経済	学B	2	△経済	学B	2			
		△経済	学B	2	△経済	学B	2	△経済	学B	2	△経済	学B	2			
専門教育科目	専用経済学コース	△財政	学A	4	△財政	学B	4	△財政	学B	4	△財政	学B	4			
		△金銀	学A	4	△金銀	学B	4	△金銀	学B	4	△金銀	学B	4			
専門教育科目及び選択科目	社会経済学コース	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
ゼミナール	初年次演習	△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
選択科目	選択科目	△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
関連教育科目		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済	学A	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4	△経済	学B	4			
		△国際	学A	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4	△国際	学B	4			
		△外書	学A	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4	△外書	学B	4			
		△社会	学A	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4	△社会	学B	4			
		△経済														

《卒業要件》

	<table border="0"> <tr> <td>人文科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>社会科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>自然科学</td><td>6 単位以上</td></tr> <tr> <td>総合系列科目</td><td></td></tr> <tr> <td>学修基盤科目</td><td></td></tr> </table>	人文科学	4 単位以上	社会科学	4 単位以上	自然科学	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		計20単位以上
人文科学	4 単位以上											
社会科学	4 単位以上											
自然科学	6 単位以上											
総合系列科目												
学修基盤科目												
(1)共通教育科目												
外国語科目	<table border="0"> <tr> <td>第1 外国語</td><td>8 単位以上</td></tr> <tr> <td>第2 外国語</td><td></td></tr> </table>	第1 外国語	8 単位以上	第2 外国語								
第1 外国語	8 単位以上											
第2 外国語												
保健体育科目	4 単位											
単位互換科目												
(2)専門教育科目		総計128単位以上										
必修科目	8 単位											
コース別選択必修科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択必修科目(※1)…12単位以上</td> <td rowspan="2">20単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択必修科目(※2)</td> </tr> </table>	自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上	他コース選択必修科目(※2)								
自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上											
他コース選択必修科目(※2)												
コース別選択科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択科目 (※1)…20単位以上</td> <td rowspan="3">48単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択科目 (※2) (注3)</td> </tr> </table>	自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上	他コース選択科目 (※2) (注3)	計76単位以上							
自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上											
他コース選択科目 (※2) (注3)												
ゼミナール												
選択科目												
(3)自由履修単位												
共通教育科目												
専門教育科目	…	計20単位以上										
関連教育科目												

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次															
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位				
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋	学B	2	論宗	理教洋	学A	2	論宗	理教洋	学B	2	
		理本洋	学A	2	史A	学B	2	東日西芸	本洋	文文	学A	2	東日西芸	文文	学B	2	
	社会科学	史A	2	西アジアの文	学A	2	ア芸	学B	2	国地心	社地心	学B	2	政商教地文	治育理人化	学A	2
		政治	学A	2	法経	済会	学B	2	日本	國憲	法	2	政治	学A	2		
	新自然科学	政商教地文	学B	2	育誌	論理	学A	2	経社地心	理	学B	2	育理人	學A	2		
		文化	学B	2	化人類	類	学B	2	理	理	学B	2	化人類	類	学A	2	
	総合系科目	物理の世界	学A	2	基礎	数	学	2	統計	入門	門	2	物理	入門	門	2	
		新しい地球観	学B	2	自然界と物質の化	学B	2	生活と環境	の化学	門	2	地球	圈	科学	入門	2	
	学修基盤科目	自然地理学	学A	2	ミクロの生物科学	学B	2	マクロの生物科学	門	2	自然	科	学	入門	2		
		「文化と教育」	学B	2	〔命運と健康と医療〕	2	国際化	と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2						
	〔福岡生のためのキャリアデザイン〕		2	〔命運を生きる〕	2	〔現代を生きる〕	2	〔アカデミックスキルズゼミI〕	2	〔アカデミックスキルズゼミII〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2				
		第1年次				第2年次				第3年次				第4年次			
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位				
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターミディエイト・イングリッシュI	1	※アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1								
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターミディエイト・イングリッシュII	1	※アドバンスト・イングリッシュII	1										
		※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターミディエイト・イングリッシュIII	1												
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターミディエイト・イングリッシュIV	1												
		〔ドドイツ語I A〕	2	〔ドドイツ語II A〕	2	〔ドドイツ語II B〕	2										
	第2	〔ドフラーンス語I A〕	2	〔ドフラーンス語II A〕	2	〔ドフラーンス語II B〕	2										
		〔中中國語I A〕	2	〔中中國語II A〕	2	〔中中國語II B〕	2										
		〔ロシア語I B〕	2	〔ロシア語II A〕	2	〔ロシア語II B〕	2										
		〔スペイン語I B〕	2	〔スペイン語II A〕	2	〔スペイン語II B〕	2										
		〔朝鮮語I B〕	2	〔朝鮮語II A〕	2	〔朝鮮語II B〕	2										
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ論	2										
単位互換科目														他大学(短期大学を含む)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目			
必修科目		※ミクロ経済学	4	※マクロ経済学	4												
専門教育科目	実践経済分析コース	△経済学	2	△史学	2	△メカニズムデザインA	2	△メカニズムデザインB	2	△数経情	4	△理発経	4	△理展経	4		
		△経済学	2	△史学	2	△開発経済学	2	△分析	4	△理学論	2	△理論B	2	△理論B	2		
		△経済学	2	△史学	2	△マクロ経済学	2	△マクロ経済学	2	△理組織	2	△理組織	2	△理組織	2		
		△経済学	2	△史学	2	△公私共境経済	2	△公私共境経済	2	△理方針	2	△理方針	2	△理方針	2		
		△経済学	2	△史学	2	△実量経済	2	△実量絏済	2	△理最適化	2	△理最適化	2	△理最適化	2		
	応用経済学コース	△財政	4	△学	4	△国際マクロ経済学	4	△国際マクロ経済学	4	△日租地	4	△税財	4	△政壇融	4		
		△金	4	△政	4	△政策	4	△政策	4	△方会際	4	△保金	4	△融各論	4		
		△経	4	△融	4	△政策	4	△政策	4	△融各論	4	△論	4	△論	4		
		△労	4	△政	4	△政策	4	△政策	4	△融各論	4	△論	4	△論	4		
		△労	4	△政	4	△政策	4	△政策	4	△融各論	4	△論	4	△論	4		
選択科目	社会経済学コース	△社会	4	△経済	4	△国際	4	△東洋	4	△外書	4	△外書	4	△社会	2		
		△経済	4	△社会	4	△国際	4	△経済	4	△講読II A	4	△講読II B	4	△社会	2		
		△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	2		
		△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	2		
		△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	4	△社会	2		
	ゼミナール	初年次演習	2	特別演習I	4	特別演習I	4	特別演習II	4	特別演習II	4	特別演習C	2	特別演習D および論文	4		
		基	2	基	2	基	2	基	2	基	2	基	2	基	2		
		経済学	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	2		
		社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	2		
		社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	4	社会	2		
関連教育科目		簿記	4	原入	4	理門	4	会計	2	権力	4	総論	4	法I	4		
		経営	2	総論	2	論法I	2	務経	2	政治	4	法II	4	法III	4		
		憲法	2	法II	2	門則	2	会論	2	社会	4	法IV	2	法V	4		
		民法	2	入門	2	則分	2	論法	2	企业	4	法VI	4	法VII	4		
		行	2	總則	2	分計	2	論法	2	企業	4	法VIII	4	法IX	4		
		微確	2	分	2	計	2	論法	2	取引	4	法X	4	法XI	4		
		他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目											

(注) [] 内は今年度休講。

《卒業要件》

	<table border="0"> <tr> <td>人文科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>社会科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>自然科学</td><td>6 単位以上</td></tr> <tr> <td>総合系列科目</td><td></td></tr> <tr> <td>学修基盤科目</td><td></td></tr> </table>	人文科学	4 単位以上	社会科学	4 単位以上	自然科学	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		計20単位以上
人文科学	4 単位以上											
社会科学	4 単位以上											
自然科学	6 単位以上											
総合系列科目												
学修基盤科目												
(1)共通教育科目												
外国語科目	<table border="0"> <tr> <td>第1 外国語</td><td>8 単位以上</td></tr> <tr> <td>第2 外国語</td><td></td></tr> </table>	第1 外国語	8 単位以上	第2 外国語								
第1 外国語	8 単位以上											
第2 外国語												
保健体育科目	4 単位											
単位互換科目												
(2)専門教育科目		総計128単位以上										
必修科目	8 単位											
コース別選択必修科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択必修科目(※1)…12単位以上</td> <td rowspan="2">20単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択必修科目(※2)</td> </tr> </table>	自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上	他コース選択必修科目(※2)								
自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上											
他コース選択必修科目(※2)												
コース別選択科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択科目 (※1)…20単位以上</td> <td rowspan="3">48単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択科目 (※2) (注3)</td> </tr> </table>	自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上	他コース選択科目 (※2) (注3)	計76単位以上							
自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上											
他コース選択科目 (※2) (注3)												
ゼミナール												
選択科目												
(3)自由履修単位												
共通教育科目												
専門教育科目	…	計20単位以上										
関連教育科目												

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次													
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位		
共通教育科目	人文科学	哲倫学A	2	哲倫学B	2	論理学A	2	論理学B	2	論理学C	2	論理学D	2		
		理本学A	2	理本学B	2	史通論A	2	史通論B	2	史通論C	2	史通論D	2		
		史外國文	2	史外國文	2	史外國文	2	史外國文	2	史外國文	2	史外國文	2		
		東洋史A	2	東洋史B	2	西洋史A	2	西洋史B	2	西洋史C	2	西洋史D	2		
		〔中入国文〕	2	〔中入国文〕	2	〔中入国文〕	2	〔中入国文〕	2	〔中入国文〕	2	〔中入国文〕	2		
	社会科学	法政学A	2	法政学B	2	日本学A	2	日本学B	2	日本学C	2	日本学D	2		
		経済学A	2	経済学B	2	政治学A	2	政治学B	2	政治学C	2	政治学D	2		
	自然科学	社会学A	2	社会学B	2	社会学A	2	社会学B	2	社会学A	2	社会学B	2		
		地理学A	2	地理学B	2	地理学A	2	地理学B	2	地理学A	2	地理学B	2		
		生物学A	2	生物学B	2	地心化學A	2	地心化學B	2	地心化學A	2	地心化學B	2		
	〔総合系列表〕		〔文化と教育〕	2	〔生命・健康と医療〕	2	〔国際化と日本〕	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2					
	〔学修基盤科目〕		〔福岡生のためのキャリアデザイン〕	2	〔現代を生きる〕	2	〔アカデミックスキルズゼミI〕	2	〔アカデミックスキルズゼミII〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2			
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位		
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターミディエイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1								
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターミディエイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1								
		※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターミディエイト・イングリッシュIII	1										
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターミディエイト・イングリッシュIV	1										
	第2	〔ドイツ語I A〕	2	〔ドイツ語II B〕	2	〔ドイツ語I B〕	2	〔ドイツ語II A〕	2	〔ドイツ語II B〕	2	〔ドイツ語I A〕	2	〔ドイツ語II A〕	2
		〔フランス語I A〕	2	〔フランス語II B〕	2	〔フランス語I B〕	2	〔フランス語II A〕	2	〔フランス語II B〕	2	〔フランス語I A〕	2	〔フランス語II A〕	2
		〔中国語I A〕	2	〔中国語II A〕	2	〔中国語I B〕	2	〔中国語II B〕	2	〔中国語II A〕	2	〔中国語I A〕	2	〔中国語II A〕	2
		〔ロシア語I A〕	2	〔ロシア語II A〕	2	〔ロシア語I B〕	2	〔ロシア語II B〕	2	〔ロシア語II A〕	2	〔ロシア語I A〕	2	〔ロシア語II A〕	2
		〔スペイン語I A〕	2	〔スペイン語II A〕	2	〔スペイン語I B〕	2	〔スペイン語II B〕	2	〔スペイン語II A〕	2	〔スペイン語I A〕	2	〔スペイン語II A〕	2
		〔朝鮮語I A〕	2	〔朝鮮語II A〕	2	〔朝鮮語I B〕	2	〔朝鮮語II B〕	2	〔朝鮮語II A〕	2	〔朝鮮語I A〕	2	〔朝鮮語II A〕	2
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ論	2										
単位互換科目															
他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適當と認める科目															
専門教育科目	必修科目		※マイクロ経済学	4	※マクロ経済学	4									
	実践経済分析コース				△経済学史A	2	△経済学史B	2	△マクロ経済分析A	2	△経済発展論A	4	△経済論A	4	
					△経済学数	4	△開発経済分析B	2	△マクロ経済分析B	4	△経済各論A	4	△経済論B	4	
					△経済統計	4	△マクロ経済分析C	4	△マクロ経済分析D	4	△経済理学A	2	△経済論A	2	
					△計量経済	4	△公債論A	2	△公債論B	4	△産業組織論A	2	△産業組織論B	2	
	専門教育科目及び選択科目				△厚生経済	2	△環境論A	2	△環境論B	4	△産業微分化論A	2	△産業微分化論B	2	
					△実務論	2	△実証論A	2	△実証論B	4	△政策方針論A	2	△政策方針論B	2	
					△経済	2	△実証論C	2	△実証論D	4	△政策方針論A	2	△政策方針論B	2	
					△金融	4	△国際マクロ経済論A	2	△国際マクロ経済論B	4	△財政論A	4	△財政論B	4	
					△国際経済	4	△国際マクロ経済論C	2	△国際マクロ経済論D	4	△税金論A	4	△税金論B	4	
					△労働経済	4	△労働論A	2	△労働論B	4	△社会保障論A	4	△社会保障論B	4	
科 目	社会経済学コース				△社会概論	4	△社会概論	4	△社会概論	4	△社会概論	4	△社会概論	4	
				△経済概論	4	△経済概論	4	△経済概論	4	△経済概論	4	△経済概論	4		
				△国際概論	4	△国際概論	4	△国際概論	4	△国際概論	4	△国際概論	4		
				△外書講読	4	△外書講読	4	△外書講読	4	△外書講読	4	△外書講読	4		
				△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4		
				△社会概論	4	△社会概論	4	△社会概論	4	△社会概論	4	△社会概論	4		
				△経済概論	4	△経済概論	4	△経済概論	4	△経済概論	4	△経済概論	4		
				△国際概論	4	△国際概論	4	△国際概論	4	△国際概論	4	△国際概論	4		
				△外書講読	4	△外書講読	4	△外書講読	4	△外書講読	4	△外書講読	4		
				△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4	△社会経済学講読	4		
関連教育科目	選択科目	ゼミナール	初年次演習	2	特別演習A	4	特別演習B	4	特別演習C	4	特別演習D	4	特別演習E	4	
					〔基礎演習A〕	2	〔基礎演習B〕	2	〔基礎演習C〕	2	〔基礎演習D〕	2	〔基礎演習E〕	2	
					〔情報社会論A〕	2	〔情報社会論B〕	2	〔情報社会論C〕	2	〔情報社会論D〕	2	〔情報社会論E〕	2	
					〔情報社会論F〕	2	〔情報社会論G〕	2	〔情報社会論H〕	2	〔情報社会論I〕	2	〔情報社会論J〕	2	
					〔情報社会論K〕	2	〔情報社会論L〕	2	〔情報社会論M〕	2	〔情報社会論N〕	2	〔情報社会論O〕	2	
	他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適當と認める授業科目				〔情報社会論P〕	2	〔情報社会論Q〕	2	〔情報社会論R〕	2	〔情報社会論S〕	2	〔情報社会論T〕	2	
					〔情報社会論U〕	2	〔情報社会論V〕	2	〔情報社会論W〕	2	〔情報社会論X〕	2	〔情報社会論Y〕	2	
					〔情報社会論Z〕	2	〔情報社会論AA〕	2	〔情報社会論AB〕	2	〔情報社会論AC〕	2	〔情報社会論AD〕	2	
					〔情報社会論AE〕	2	〔情報社会論AF〕	2	〔情報社会論AG〕	2	〔情報社会論AH〕	2	〔情報社会論AI〕	2	
					〔情報社会論AJ〕	2	〔情報社会論AK〕	2	〔情報社会論AL〕	2	〔情報社会論AM〕	2	〔情報社会論AN〕	2	
関連教育科目	関連教育科目				〔簿記〕	4	〔簿記〕	4	〔簿記〕	4	〔簿記〕	4	〔簿記〕	4	
	他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適當と認める授業科目				〔経営管理〕	2	〔経営管理〕	2	〔経営管理〕	2	〔経営管理〕	2	〔経営管理〕	2	
					〔経営思想〕	2	〔経営思想〕	2	〔経営思想〕	2	〔経営思想〕	2	〔経営思想〕	2	
					〔経営史〕	2	〔経営史〕	2	〔経営史〕	2	〔経営史〕	2	〔経営史〕	2	
					〔経営論〕	2	〔経営論〕	2	〔経営論〕	2	〔経営論〕	2	〔経営論〕	2	
					〔経営法〕	2	〔経営法〕	2	〔経営法〕	2	〔経営法〕	2	〔経営法〕	2	
	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適當と認める授業科目				〔経営戦略〕	2	〔経営戦略〕	2	〔経営戦略〕	2	〔経営戦略〕	2	〔経営戦略〕	2	
					〔経営戦略論〕	2	〔経営戦略論〕	2	〔経営戦略論〕	2	〔経営戦略論〕	2	〔絏営戦略論〕	2	
					〔経営戦略論A〕	2	〔経営戦略論B〕	2	〔絏営戦略論C〕	2	〔絏営戦略論D〕	2	〔絏営戦略論E〕	2	
					〔経営戦略論F〕	2	〔絏営戦略論G〕	2	〔絏営戦略論H〕	2	〔絏営戦略論I〕	2	〔絏営戦略論J〕	2	
					〔経営戦略論K〕	2	〔絏営戦略論L〕	2	〔絏営戦略論M〕	2	〔絏営戦略論N〕	2	〔絏営戦略論O〕	2	

(注) [] 内は今年度休講。

《卒業要件》

	<table border="0"> <tr> <td>人文科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>社会科学</td><td>4 単位以上</td></tr> <tr> <td>自然科学</td><td>6 単位以上</td></tr> <tr> <td>総合系列科目</td><td></td></tr> <tr> <td>学修基盤科目</td><td></td></tr> </table>	人文科学	4 単位以上	社会科学	4 単位以上	自然科学	6 単位以上	総合系列科目		学修基盤科目		計20単位以上
人文科学	4 単位以上											
社会科学	4 単位以上											
自然科学	6 単位以上											
総合系列科目												
学修基盤科目												
(1)共通教育科目												
外国語科目	<table border="0"> <tr> <td>第1 外国語</td><td>8 単位以上</td></tr> <tr> <td>第2 外国語</td><td></td></tr> </table>	第1 外国語	8 単位以上	第2 外国語								
第1 外国語	8 単位以上											
第2 外国語												
保健体育科目	4 単位											
単位互換科目												
(2)専門教育科目		総計128単位以上										
必修科目	8 単位											
コース別選択必修科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択必修科目(※1)…12単位以上</td> <td rowspan="2">20単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択必修科目(※2)</td> </tr> </table>	自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上	他コース選択必修科目(※2)								
自コース選択必修科目(※1)…12単位以上	20単位以上											
他コース選択必修科目(※2)												
コース別選択科目	<table border="0"> <tr> <td>自コース選択科目 (※1)…20単位以上</td> <td rowspan="3">48単位以上</td> </tr> <tr> <td>他コース選択科目 (※2) (注3)</td> </tr> </table>	自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上	他コース選択科目 (※2) (注3)	計76単位以上							
自コース選択科目 (※1)…20単位以上	48単位以上											
他コース選択科目 (※2) (注3)												
ゼミナール												
選択科目												
(3)自由履修単位												
共通教育科目												
専門教育科目	…	計20単位以上										
関連教育科目												

(注) 1. 2年次においてコースを決定すること。

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

2. 自コースの「コース別選択必修科目」を20単位以上修得した場合、20単位を超えた単位については「コース別選択科目」の単位数とする。

3. 他コース（産業経済学科「選択科目A類」を含む。）の「コース別選択科目」は8単位を限度として卒業に必要な「コース別選択科目」の単位数に含めることができる。ただし、産業経済学科の「選択科目A類」は4単位を限度とする。（8単位を超えた単位については自由履修単位に算入する。）

4. 第2外国語及び単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

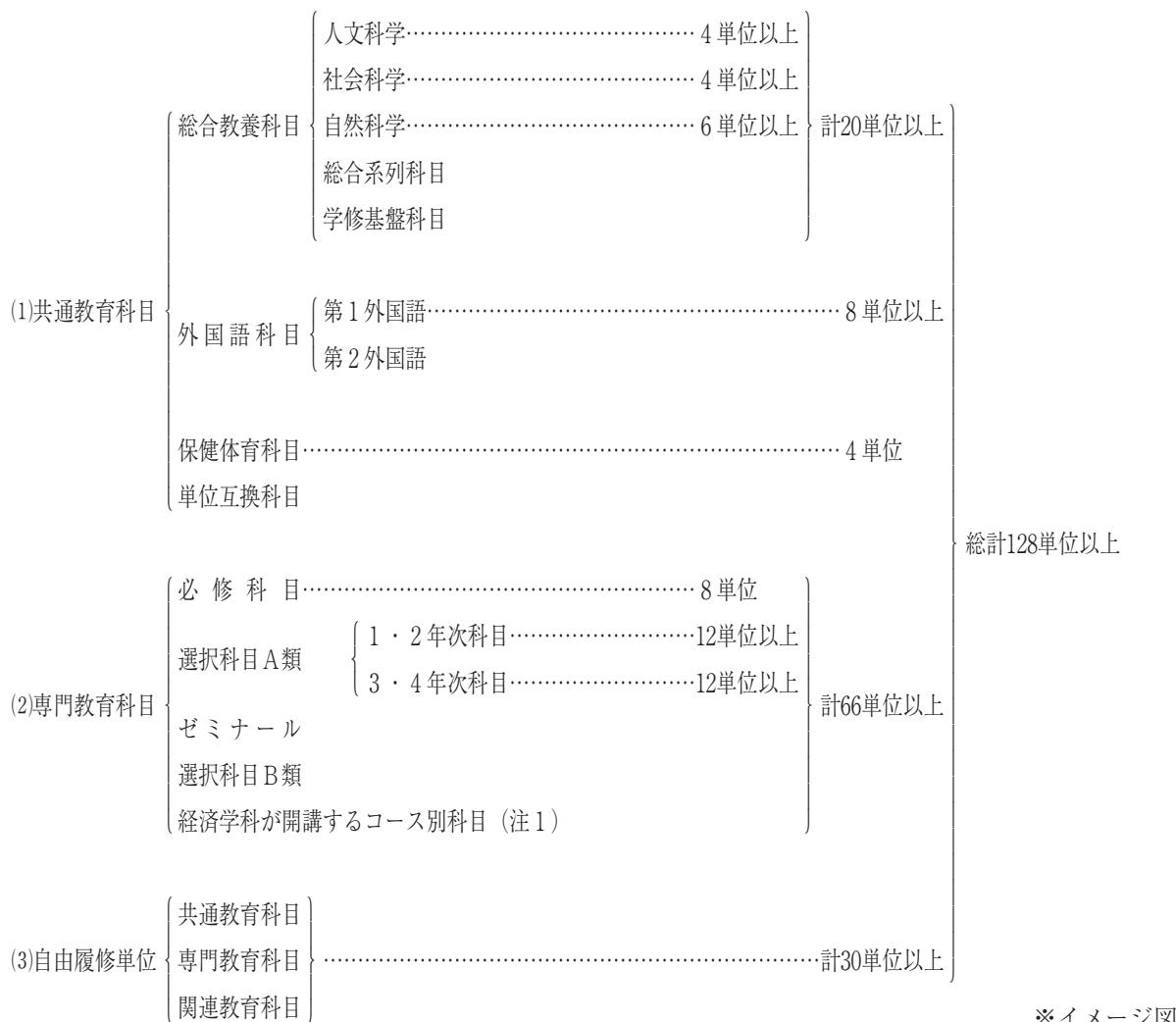
《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋史	2	論宗	理教通	2	論宗	理教通	2	
		理本洋史	学A	2	哲倫	本洋史	2	日本	本洋文	2	日本	本洋文	2	
		東外國文	国文	2	東外國文	国文	2	西洋	西文	2	西洋	西文	2	
		〔中人文学〕	〔中人文学〕	2	〔中芸〕	〔中芸〕	2	本洋	本学術	2	本洋	本学術	2	
		西洋教育	理学	2	芸術	2	芸術	2	文	2	文	2	2	
	社会科学	法政	学A	2	法政	治政	2	日本	国政	2	法律	概論	2	
		経済	学A	2	経済	社会	2	政治	概論	2	学概論	B】	2	
	自然科学	社会	学A	2	社会	地理	2	国政	学概論	2	学概論	B】	2	
		教育	原論	2	地理	地心	2	商政	育理	2	学概論	B】	2	
		理学	理学	2	理学	物理	2	地政	人類	2	地政	人類	2	
	〔文化と教育〕		2	入門	基礎	2	統計	人門	2	物理	入門	2	2	
	〔文化と教育〕		2	世界	自然界と物質の化学	2	生活と環境	人門	2	地球	入門	2	2	
	〔文化と教育〕		2	新しい地	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然	自然	2	自然	2	
	〔文化と教育〕		2	自然	〔第3年次担当〕	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	2	
	〔福岡生のためのキャリアデザイン〕		2	〔生涯と健康〕	〔生涯と医療〕	2	国際化と日本	2	〔生涯と医療〕	2	〔生涯と医療〕	2	2	
	〔アカデミックスキルズゼミI〕		2	〔生涯と医療〕	〔生涯と医療〕	2	〔アカデミックスキルズゼミII〕	2	〔生涯と医療〕	2	〔生涯と医療〕	2	2	
	〔アカデミックスキルズゼミII〕		2	〔生涯と医療〕	〔生涯と医療〕	2	〔生涯と医療〕	2	〔生涯と医療〕	2	〔生涯と医療〕	2	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次						
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	
選択科目	外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターミディエイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターミディエイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターミディエイト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターミディエイト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1					
		〔研修〕	2	〔研修〕	2	〔研修〕	2	〔研修〕	2	〔研修〕	2	〔研修〕	2	2
	保健体育科目	〔ドイツ語I〕	A	2	〔ドイツ語II〕	B	2	〔ドイツ語III〕	B	2	〔ドイツ語IV〕	B	2	
		〔フランス語I〕	A	2	〔フランス語II〕	B	2	〔フランス語III〕	B	2	〔フランス語IV〕	B	2	
		〔中国語I〕	A	2	〔中国語II〕	B	2	〔中国語III〕	B	2	〔中国語IV〕	B	2	
		〔ロシア語I〕	A	2	〔ロシア語II〕	A	2	〔ロシア語III〕	A	2	〔ロシア語IV〕	A	2	
		〔スペイン語I〕	A	2	〔スペイン語II〕	A	2	〔スペイン語III〕	A	2	〔スペイン語IV〕	A	2	
	〔朝鮮語I〕		2	〔朝鮮語II〕	A	2	〔朝鮮語III〕	A	2	〔朝鮮語IV〕	A	2	2	
他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適當と認める科目		※生涯スポーツ演習I												
他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適當と認める科目		※生涯スポーツ演習II												
専門教育科目	必修科目	※ミクロ経済学		4	※マクロ経済学		4	〔数経情経〕		4	〔理発展〕		4	
	実践経済分析コース	△経済学		2	△マクロ経済学		2	△理論学		4	△経済学		4	
		△経済学		2	△開発経済		2	△論理		2	△各論		2	
		△経済学		4	△分析経済		4	△各論		2	△各論		2	
		△経済学		4	△マクロ絏済分析		4	△理組織		2	△組織		2	
		△経済学		4	△公私境経		2	△産業政策		2	△政策		2	
	専門教育科目及び選択科目	△厚生経済		2	△実量経済		4	△最適化		2	△制御		2	
		△厚生経済		2	△マクロ絏済		2	△日租賃		2	△財政		2	
		△実務経済		2	△政策経済		2	△地社金		2	△税金		2	
		△実務経済		2	△公債券		2	△会員融資		2	△会員融資		2	
		△実務経済		2	△公債券		2	△会員融資		2	△会員融資		2	
ゼミナル	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4		
	社会経済学コース	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
	選択科目	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
		△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	△社会経済学		4	
関連教育科目		△簿記		4	△会計		2	△権利		4	△総論		4	
		△経営		2	△財務		2	△行政		4	△法I		4	
		△経営		2	△交通		2	△労働		4	△法II		4	
		△経営		2	△保険		2	△社会		4	△法III		4	
		△経営		2	△積算		2	△取引		4	△法IV		4	
		△経営		2	△債権		2	△財産		4	△法V		4	
		△経営		2	△債務		2	△取引		4	△法VI		4	
		△経営		2	△各論		4	△財政		4	△法VII		4	
		△経営		2	△論法		4	△税金		4	△法VIII		4	
		△経営		2	△論法		4	△財政		4	△法IX		4	
		△経営		2	△論法		4	△税金		4	△法X		4	
		△経営		2	△論法		4	△財政		4	△法XI		4	
		△経営		2	△論法		4	△税金		4	△法XII		4	
		△経営		2	△論法		4	△財政		4	△法XIII		4	
		△経営		2	△論法		4	△税金		4	△法XIV		4	
		△経営		2	△論法		4	△財政		4	△法XV		4	
		△経営		2	△論法		4	△税金		4	△法XVI		4	
		△経営		2	△論法		4	△財政		4	△法XVII		4	

EI 24台：経済学部 産業経済学科 令和6年度入学生

《卒業要件》



- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

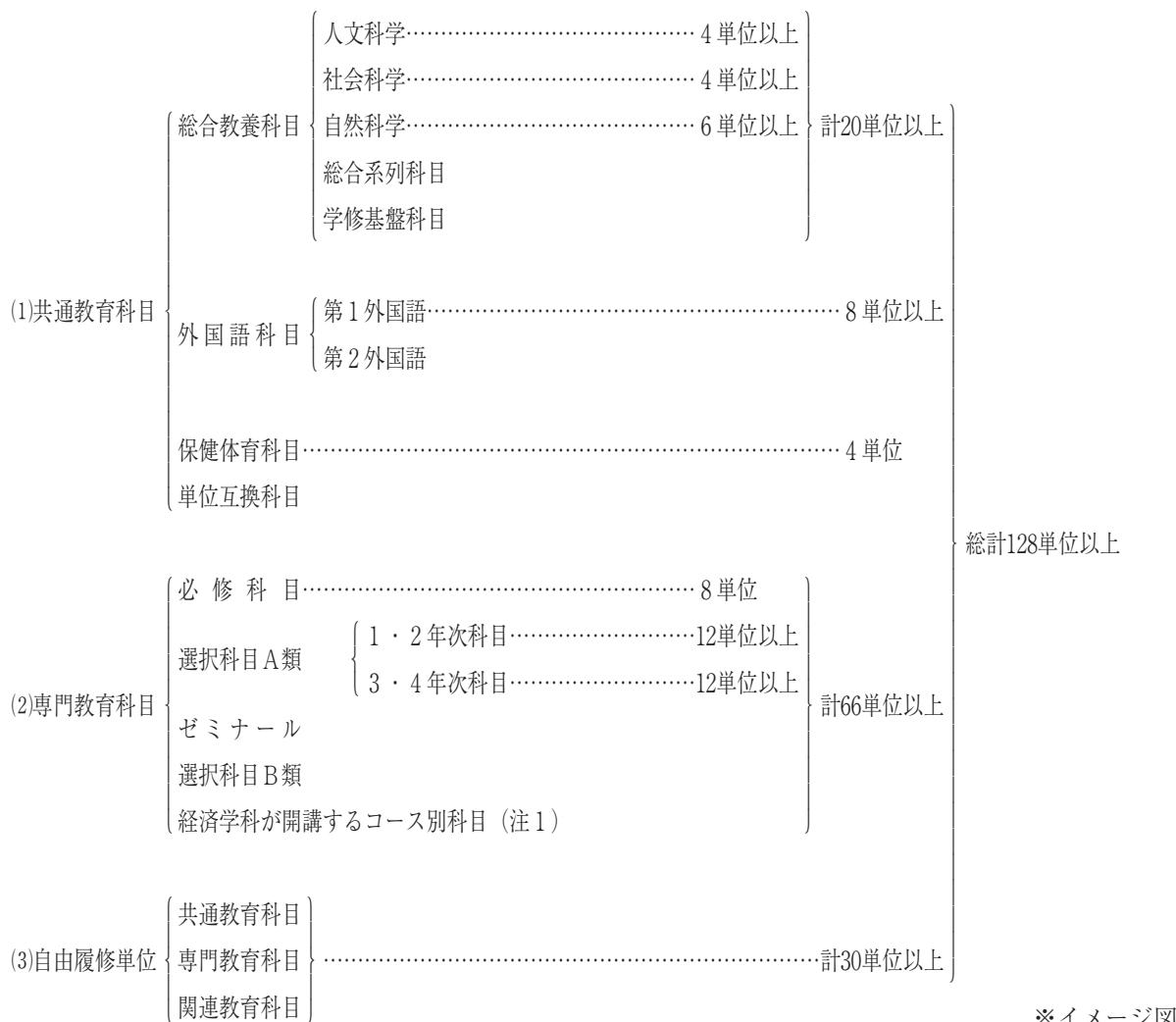
《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修

(注) [] 内は今年度休講。

EI 23台：経済学部 産業経済学科 令和5年度入学生

《卒業要件》



- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

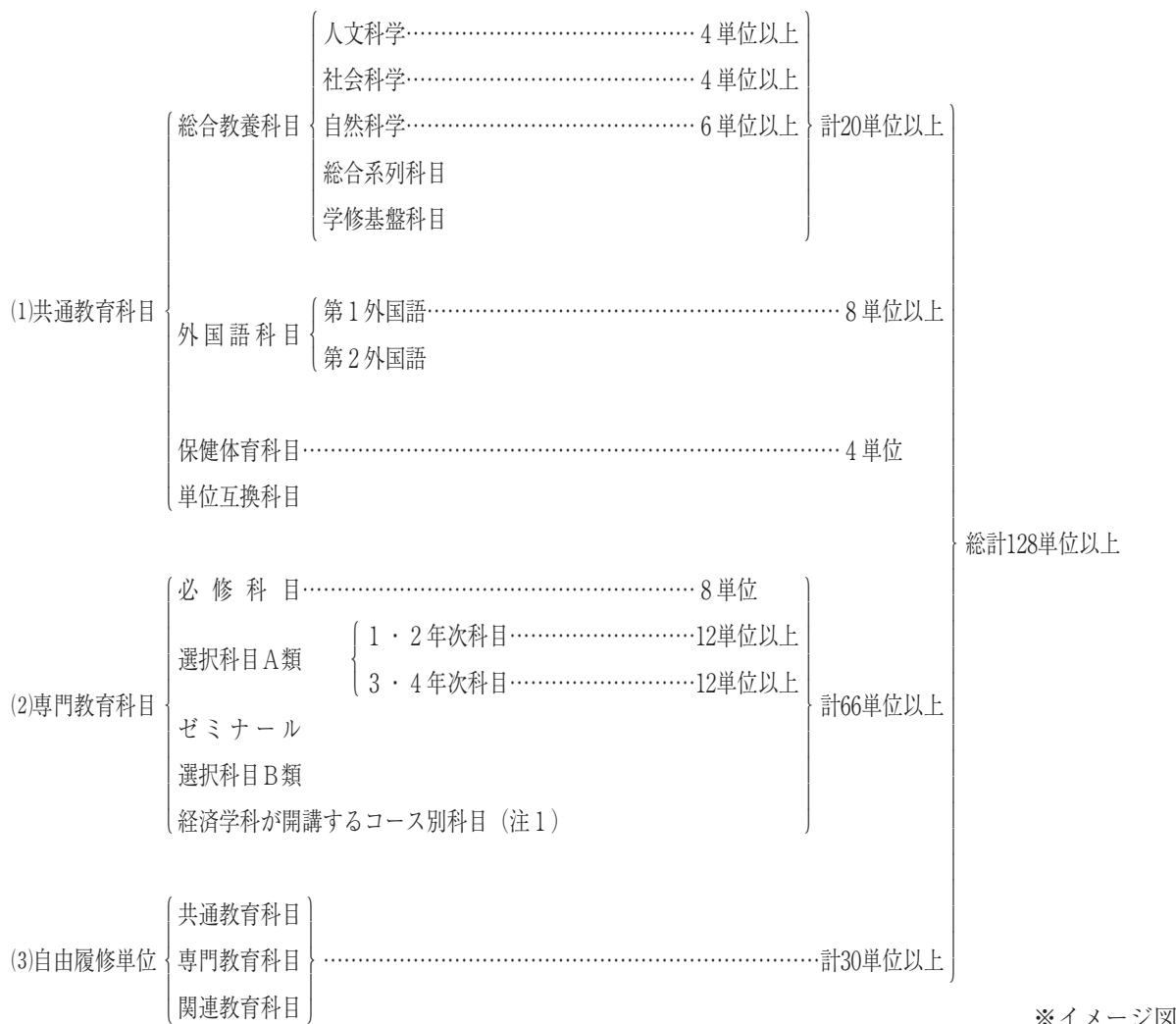
※印は必修

		第1・2・3・4年次																
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位					
共通教育科目	人文科学	哲倫日西ア人	理本洋文	学A	2	哲倫日西ア人	理本洋文	学B	2	論宗東日西芸	理教洋文	学A	2	論宗東日西芸	理教洋文	学B	2	
		アジアの文	史地教	学A	2	アジアの文	史地教	学B	2	本洋	本洋	学A	2	本洋	文教	学B	2	
	社会科学	法政商地教	治育誌人	学A	2	法経社教	済會理心	学B	2	日本地心	国憲理	法學A	2	政商地文	治育化	学A	2	
		地文化	理地教	学B	2	教育の原理	課程論理	学A	2	会理	學學學學	法學B	2	地文	類	學A	2	
	自然科学	数学新自然	理世界人間	学A	2	基礎自然界	物質の化学	学B	2	統計生活	入環境	入門化	2	物理地自然	科圈自然	学A	2	
		人	と人間	学B	2	ミクロの生物	マクロの生物	学A	2	環境マクロ	の生物	学B	2	自然	科学	学A	2	
	総合系科目	福岡大学で考える現代社会																
	学修基盤科目	[福大生のためのキャリアデザイン] [データサイエンス・AI入門]												[福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶ]	2			
		第1年次				第2年次				第3年次				第4年次				
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位					
専門教育科目	第1外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュI	1			※インターネット・イングリッシュI	1					アドバンスト・イングリッシュI	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1			※インターネット・イングリッシュII	1					アドバンスト・イングリッシュII	1					
	第2外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュIII	1			※インターネット・イングリッシュIII	1											
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1			※インターネット・イングリッシュIV	1											
	保健体育科目	ドイツ語	I A	2	ドイツ語	II A	2	ドイツ語	II B	2	ドイツ語	II B	2					
		フランス語	I A	2	フランス語	II A	2	フランス語	II B	2	フランス語	II B	2					
		中国語	I A	2	中国語	II A	2	中国語	II B	2	中国語	II B	2					
		韓国語	I A	2	韓国語	II A	2	韓国語	II B	2	韓国語	II B	2					
		シリア語	I A	2	シリア語	II A	2	シリア語	II B	2	シリア語	II B	2					
		スペイン語	I A	2	スペイン語	II A	2	スペイン語	II B	2	スペイン語	II B	2					
		朝鮮語	I B	2	朝鮮語	II A	2	朝鮮語	II B	2	朝鮮語	II B	2					
生涯スポーツ演習I		1				※生涯スポーツ論	2											
生涯スポーツ演習II		1																
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																		
必修科目		情報技術入門	2															
選択科目	A類	※基礎数理经济学	2	2														
		ベンチャードイツ語	A	4	マクマク	口論	経済	論	産業	組織	組織	論	2	論	A	2		
	B類	ベンチャードイツ語	B	4	起業	業戦	略	業論	戦略	業略	業略	論	2	論	A	2		
		[ベンチャードイツ語C]	4	意	情	報	決	理	定理	略	略	論	2	論	A	2		
	C類	[ベンチャードイツ語D]	4	意	思	決	決	理	論	略	略	論	2	論	A	2		
		産業戦略論	A	4	意思	意思	決定	決定	理	略	略	論	2	論	A	2		
	D類	[産業戦略論B]	4	意思	意思	決定	決定	理	論	略	略	論	2	論	A	2		
		地域イノベーション演習A	2	〔コボレートファインансA〕	2	実践ビジネス英語A	4	〔コボレートファインансB〕	2	実践ビジネス英語B	4	〔経済学のための解釈入門〕	2	〔経済学のための線形代数入門〕	2	論	A	2
	E類	地域イノベーション演習B	2	実践ビジネス英語C	2	〔経済学のための線形代数入門〕	2	実践ビジネス英語D	2	〔経済学のための線形代数入門〕	2	〔経済学のための線形代数入門〕	2	〔経済学のための線形代数入門〕	2	論	A	2
		地域イノベーション演習C	2	〔経済学のための線形代数入門〕	2	〔社会調査入門〕	2	〔社会調査入門〕	2	〔社会調査入門〕	2	〔社会調査入門〕	2	〔社会調査入門〕	2	論	A	2
ゼミナール		初年次演習	2	2	データサイエンス	データサイエンス	データサイエンス	データサイエンス	データサイエンス	データサイエンス	データサイエンス	データサイエンス	2	論	A	2		
選択科目	B類	経済学入門	4	2	特英書	別講	講	読	I	4	特英書	別講	論	4	プロジェクト研究	4		
		日本経済思想史B	2	2	英書	書	講	講	II A	2	英書	書	論	2	(第4年次配当)			
	C類	経済思想史B	2	2	経済	社会	と	経済	II B	2	経済	社会	論	2				
		情報社会と情報倫理	I A	2	情報	社会	と	情報	I B	2	情報	社会	論	2				
	D類	英書	2	2	海外	研究者	特別	講義	I C	2	海外	研究者	特別	講義				
		海外	研究者	特別	講義	I D	2	海外	研究者	特別	講義	I D	2	海外	研究者	特別		
	E類	キャリアデザインI	2	2	概説	概説	説	説	I	2	概説	概説	説	2				
		キャリアデザインII	2	2	日本外法社会	日本外法社会	日本外法社会	日本外法社会	II A	2	日本外法社会	日本外法社会	日本外法社会	2				
関連教育科目		簿記	原入	理門	4	会計	財務	通	計務	2	会計	財務	取引	2				
		経営	入総	論門	2	交渉	交渉	通	通	2	交渉	交渉	決済	2				
		本業	法門	論門	2	保債	保債	通	通	2	保債	保債	決済	2				
		民衆	法門	入総	2	債物	債物	行	列	2	債物	債物	取引	2				
		微行	法門	列計	2	概說	概說	列計	列計	2	概說	概說	的財	2				
		確	法門	とと	2	哲	哲	とと	とと	2	哲	哲	財	2				
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																		
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																		

(注) [] 内は今年度休講。

EI 22台：経済学部 産業経済学科 令和4年度入学生

《卒業要件》



- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修

		第1・2・3・4年次															
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位				
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋	2	論宗	理教洋	2	論宗	理教洋	2				
		理本	学A	2	理本	史A	2	東日	学A	2	東日	学B	2				
	社会科学	史A	2	史A	ジアの文	2	西芸	本洋	文文	2	西芸	文文	2				
		アジアの文	理本	学A	ジアの文	学B	芸	本洋	学A	2	本洋	文文	2				
	人文学	文	理本	学A	ジアの文	学B	芸	本洋	学A	2	本洋	文文	2				
		文	理本	学A	ジアの文	学B	芸	本洋	学A	2	本洋	文文	2				
	社会教育	地政	学A	2	法経	済会	2	日本	憲法	2	政治	学A	2				
		商	学B	2	社教	原理	2	国際	学B	2	育地	学A	2				
	文化	教	育	2	育の原理	課程論	2	経済	学A	2	化人	類	2				
		化	人	類	学B	心	地心	社会	学B	2	自然	科	2				
選択科目	自然科学	数理	入門	2	基礎	物質の化学	2	統計	入門	2	物理	入門	2				
		の世	界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境	門	門	2	地球	入門	2				
	新らしい地	球觀	人間	2	ミクロの生物	2	マクロの生物	門	門	2	自然	科	2				
		自然	科學	2	自然地理學(第3年次配當)	2	学	門	門	2	科学	入門	2				
	総合系列表	地政	環境	2	「生命・健康と医療」	2	国際化	と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	社会	入門	2			
		「文化と教育」	2	「現代を生きる」	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	社会	入門	2			
	学修基盤目	修	基盤	2	〔福岡大生のためのキャリアデザイナ〕	2	〔アカデミックスキルズゼミI〕	2	〔アカデミックスキルズゼミII〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2	社会	入門	2		
		〔データサイエンスA1入門〕	2	〔データサイエンスA1入門〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2	社会	入門	2			
		第1年次				第2年次				第3年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位				
選択科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターミディエイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターミディエイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1		
	第2	※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターミディエイト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターミディエイト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1		
	外國語科目	英語	修	2	英語	修	2	英語	修	2	英語	修	2	英語	修	2	
		〔ドーバー語I〕	A	2	〔ドーバー語II〕	A	2	〔ドーバー語III〕	A	2	〔ドーバー語IV〕	A	2	〔ドーバー語V〕	A	2	
	中国語	〔フラン西ス語I〕	B	2	〔フラン西ス語II〕	B	2	〔フラン西ス語III〕	B	2	〔フラン西ス語IV〕	B	2	〔フラン西ス語V〕	B	2	
		〔中中國語I〕	B	2	〔中中國語II〕	B	2	〔中中國語III〕	B	2	〔中中國語IV〕	B	2	〔中中國語V〕	B	2	
	韓鮮語	〔ロロ語I〕	A	2	〔ロロ語II〕	A	2	〔ロロ語III〕	A	2	〔ロロ語IV〕	A	2	〔ロロ語V〕	A	2	
		〔朝鮮語I〕	A	2	〔朝鮮語II〕	A	2	〔朝鮮語III〕	A	2	〔朝鮮語IV〕	A	2	〔朝鮮語V〕	A	2	
保健体育科目		※生涯スポーツ演習I	1	※生涯スポーツ演習II	1	※生涯スポーツ論	2										
他大学(短期大学を含む)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																	
必修科目	情報技術	技術	入門	2													
		基礎數理	入門	2													
	基盤	英語	学	4													
		経済	学	4													
	ミクロ	マクロ	経済	学	4												
		産業	業	4													
	起業	組織	組織	4													
		戦略	戦略	4													
	産業	戦略	戦略	4													
		戦略	戦略	4													
専門教育科目	選択科目A類	〔ベンチャーエコノミー起業論A〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論B〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論C〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論D〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論E〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論F〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論G〕	4	〔ベンチャーエコノミー起業論H〕	4
		〔企業システム論A〕	2	〔企業システム論B〕	2	〔企業システム論C〕	2	〔企業システム論D〕	2	〔企業システム論E〕	2	〔企業システム論F〕	2	〔企業システム論G〕	2	〔企業システム論H〕	2
	選択科目B類	〔実践ビジネス英語A〕	4	〔実践ビジネス英語B〕	4	〔実践ビジネス英語C〕	4	〔実践ビジネス英語D〕	4	〔実践ビジネス英語E〕	4	〔実践ビジネス英語F〕	4	〔実践ビジネス英語G〕	4	〔実践ビジネス英語H〕	4
		〔経済学のための微分積分A〕	2	〔経済学のための微分積分B〕	2	〔経済学のための微分積分C〕	2	〔経済学のための微分積分D〕	2	〔経済学のための微分積分E〕	2	〔経済学のための微分積分F〕	2	〔経済学のための微分積分G〕	2	〔経済学のための微分積分H〕	2
	初年次演習	〔統計学A〕	2	〔統計学B〕	2	〔統計学C〕	2	〔統計学D〕	2	〔統計学E〕	2	〔統計学F〕	2	〔統計学G〕	2	〔統計学H〕	2
		〔データサイエンスA1演習A〕	2	〔データサイエンスA1演習B〕	2	〔データサイエンスA1演習C〕	2	〔データサイエンスA1演習D〕	2	〔データサイエンスA1演習E〕	2	〔データサイエンスA1演習F〕	2	〔データサイエンスA1演習G〕	2	〔データサイエンスA1演習H〕	2
	ゼミナル	〔社会調査A1演習A〕	2	〔社会調査A1演習B〕	2	〔社会調査A1演習C〕	2	〔社会調査A1演習D〕	2	〔社会調査A1演習E〕	2	〔社会調査A1演習F〕	2	〔社会調査A1演習G〕	2	〔社会調査A1演習H〕	2
		〔情報システムA1演習A〕	2	〔情報システムA1演習B〕	2	〔情報システムA1演習C〕	2	〔情報システムA1演習D〕	2	〔情報システムA1演習E〕	2	〔情報システムA1演習F〕	2	〔情報システムA1演習G〕	2	〔情報システムA1演習H〕	2
関連教育科目	簿記	原入総	理門論	4	会計	務経	2	論	門論	2	債権	法III	2				
		入門	総論	2	計務	経済	2	論	門論	2	債務	法I	4				
	経済思想史	法I	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	労働	法II	4				
		法II	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	社会	法III	4				
	情報報道	社会	と情報報道	2	会計	経済	2	論	門論	2	取引	法I	4				
		社会	と情報報道	2	会計	経済	2	論	門論	2	決算	法II	4				
	会員権利	法I	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	税金	法III	4				
		法II	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	財産	法I	4				
	会員権利	法III	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	財産	法II	4				
		法IV	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	財産	法III	4				
	会員権利	法V	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	財産	法IV	4				
		法VI	論	2	会計	経済	2	論	門論	2	財産	法V	4				
他大学の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																	
他大学(短期大学を含む)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目																	

(注) [] 内は今年度休講。

EI 21台：経済学部 産業経済学科 令和3年度入学生

《卒業要件》

		人文科学……………4単位以上	計20単位以上
		社会科学……………4単位以上	
		自然科学……………6単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位以上 第2外国語	
		保健体育科目……………4単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目	……………12単位	
	選択科目A類	1・2年次科目……………12単位以上 3・4年次科目……………12単位以上	計66単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3)自由履修単位	共通教育科目		
	専門教育科目	……………計30単位以上	
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》（学科履修規程 第4条 別表）

※印は必修
△印は選択必修

(注) 「 」内は今年度休講他大字(短期入字を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目

EI 20台：経済学部 産業経済学科 令和2年度入学生

《卒業要件》

		人文科学……………4単位以上	計20単位以上
		社会科学……………4単位以上	
		自然科学……………6単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位以上 第2外国語	
		保健体育科目……………4単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目	……………12単位	
	選択科目A類	1・2年次科目……………12単位以上 3・4年次科目……………12単位以上	計66単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3)自由履修単位	共通教育科目		
	専門教育科目	……………計30単位以上	
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋	2	論宗	理教洋	2	論宗	理教洋	2
		理本	学A	2	理本	史A	2	東日西ア	学史A	2	東日西ア	学史B	2
	社会科学	史A	2	史A	ジアの文	2	アの文	本洋	文文	2	本洋	文文	2
		ジア	文	2	ジア	芸	2	芸	學術A	2	學術B	學史	2
	自然科学	法政	学A	2	法経	済会	2	本國	憲法	2	政商	治育	2
		商	学B	2	社教	原理	2	經濟	學B	2	地教	理人	2
	人文学	教	育	2	育	課程	2	社會	學A	2	化	文化	2
		人	類	2	心	地	2	理	學B	2	理	學A	2
	総合科目	新	理の世界	2	基礎	物質の化	2	統計	入門	2	物理	入門	2
		しい	地球観	2	自然界と物質の化	2	生活と環境	門	門	地球	入門	門	2
選択科目	外國語科目	自然	科学と人間	2	マイクロの生物	2	マクロの生物	2	生物	2	科	入門	2
		科	学	2	自然地理学(第3年次配当)	2	の生物	2	科学	2	學	入門	2
	総合系列表	地	球環境	2	【生命・健康と医療】	2	マクロの生物	2	の生物	2	科	入門	2
		「文化と教育」	2	【生を生きる】	2	【科学・技術・情報と社会】	2	の生物	2	科	入門	2	
	修習科目	「文化と教育」	2	【現代を生きる】	2	【科学・技術・情報と社会】	2	の生物	2	科	入門	2	
		【福岡大生のためのキャリアデザイン】	2	【アカデミックスキルズゼミI】	2	【アカデミックスキルズゼミII】	2	の生物	2	科	入門	2	
	基礎科目	【福岡大生のためのキャリアデザイン】	2	【アカデミックスキルズゼミII】	2	【福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか】	2	の生物	2	科	入門	2	
		【福岡大生のためのキャリアデザイン】	2	【アカデミックスキルズゼミII】	2	【福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか】	2	の生物	2	科	入門	2	
	国際化	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【アドバンスト・イングリッシュI】	1	【アドバンスト・イングリッシュI】	1	【アドバンスト・イングリッシュI】	1	【アドバンスト・イングリッシュI】	1
		【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【アドバンスト・イングリッシュII】	1	【アドバンスト・イングリッシュII】	1	【アドバンスト・イングリッシュII】	1	【アドバンスト・イングリッシュII】	1
専門教育科目	必修科目	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【アドバンスト・イングリッシュIII】	1	【アドバンスト・イングリッシュIII】	1	【アドバンスト・イングリッシュIII】	1	【アドバンスト・イングリッシュIII】	1
		【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【アドバンスト・イングリッシュIV】	1	【アドバンスト・イングリッシュIV】	1	【アドバンスト・イングリッシュIV】	1	【アドバンスト・イングリッシュIV】	1
	選択科目A類	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1
		【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1
	選択科目B類	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1
		【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1
	ゼミナール	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1
		【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1
	関連教育科目	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1	【生涯スポーツ演習I】	1
		【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1	【生涯スポーツ演習II】	1

他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目

他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目

(注) [] 内は今年度休講。

EI 19台：経済学部 産業経済学科 平成31年度入学生

《卒業要件》

		人文科学…………… 4 単位以上	計20単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 6 単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上 第2外国語	
		保健体育科目…………… 4 単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目	…………… 12単位	
	選択科目A類	1・2年次科目…………… 12単位以上 3・4年次科目…………… 8 単位以上	計66単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3)自由履修単位	共通教育科目		
	専門教育科目	……………	計30単位以上
	関連教育科目		

- (注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）
 2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次												
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	
共通教育科目	人文科学	哲倫	学A	2	哲倫	理本洋	2	論宗	理教洋	2	論宗	理教洋	2	
		理本洋	学A	2	理本洋	史A	2	東日西芸	学A	2	東日西芸	学B	2	
	社会科学	史A	2	史A	2	史B	2	文	学A	2	文	学B	2	
		ジア人西洋	ジア人西洋	2	ジアの文芸	文	2	本洋	学A	2	本洋	教	2	
	自然科学	地政	学A	2	法経	済会	2	日本	憲法	2	政治	学A	2	
		商教	学B	2	社教	原理	2	国際	学B	2	育地	学A	2	
	総合系列表	化人	育誌	2	原理	課程論	2	経済	学A	2	理人	類	2	
		類	人科	2	心	地心	2	社会	学B	2	文化	学A	2	
	学修基盤科目	新生物	入門	2	基礎	物質の化学	2	統計	入門	2	物理	入門	2	
		新しい地	世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境	門	門	門	地球	入門	2	
選択科目	外國語科目	球と人間	2	マイクロの生物	2	マクロの生物	2	マクロの生物	門	門	自然	入門	2	
		自然科學	と人間	2	自然地理学(第3年次配当)	2	生物科学	門	門	門	科学	入門	2	
	第1	地球	環境	2	「生命・健康と医療」	2	国際化	と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2			
		「文化と教育」	2	現代を生きる	2									
	第2	〔福岡生のためのキャリアデザイン〕	2	〔アカデミックスキルズゼミI〕	2	〔アカデミックスキルズゼミII〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2					
		海外	英語	研修	2									
	保健体育科目	生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1	生涯スポーツ論	2							
		生涯スポーツ演習II	1											
	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												
専門教育科目	必修科目	情報技術	入門	2	※マクロ経済学	4								
		基礎数理	入門	2										
	選択科目A類	※マクロ経済学	4											
		ベンチャードラゴン	語I A	2	ベンチャードラゴン	語II A	2	産業組織論A	2	〔回遊地域ノベーション論A〕	2			
	選択科目B類	中華人民共和国	語I B	2	中華人民共和国	語II B	2	産業組織論B	2	〔回遊地域ノベーション論B〕	2			
		朝鮮	語I A	2	朝鮮	語II B	2	企業意思決定論A	2	地域分析論A	2			
	ゼミナール	初年次演習	2	基礎演習I	2	基礎演習II	2	企業意思決定論B	2	地域分政策論A	2			
		経済社会思想	論I A	2	特別書講読I A	4	九九州経済論A	2	地政調査論A	2	地域政策論A	2		
	関連教育科目	経済社会と情報倫理	論I B	2	特別書講読II B	4	九九州経済論B	2	社会会員調査論A	2	地政調査論A	2		
		英語	2	海外研究者特別講義I A	2	人間関係論A	2	社会会員調査論B	2	社会モデル解説論A	2	社会モデル解説論B	2	

(注) [] 内は今年度休講。

EI 18台：経済学部 産業経済学科 平成30年度入学生

《卒業要件》

		人文科学……………4単位以上	計20単位以上
		社会科学……………4単位以上	
		自然科学……………6単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位以上 第2外国語	
		保健体育科目……………4単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目	……………12単位	
	選択科目A類	1・2年次科目……………12単位以上 3・4年次科目……………8単位以上	計66単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3)自由履修単位	共通教育科目		
	専門教育科目	……………計30単位以上	
	関連教育科目		

(注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）

2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次													
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位		
共通教育科目	人文科学	哲倫學A	2	哲學B	2	論理学A	2	論理学B	2	論理学A	2	理教史B	2		
		理本洋史A	2	理本洋史B	2	通史A	2	通史B	2	通史A	2	通史B	2		
	社会科学	東外史A	2	東外史B	2	日本學A	2	日本學B	2	日本學A	2	日本學B	2		
		國文學A	2	國文學B	2	憲法A	2	憲法B	2	憲法A	2	憲法B	2		
	自然科学	[中人西洋地教]理學A	2	[中芸]	2	政治學A	2	政治學B	2	政治學A	2	政治學B	2		
		法政経社教原論理學A	2	法政経社地心理學A	2	商教地心理學A	2	商教地心理學B	2	商教地心理學A	2	商教地心理學B	2		
	総合教養科目	地理學A	2	地理學B	2	地文化人類學A	2	地文化人類學B	2	地文化人類學A	2	地文化人類學B	2		
		生物学A	2	生物学B	2	統計學A	2	統計學B	2	統計學A	2	統計學B	2		
	総合系科目	物理學A	2	物理學B	2	自然學A	2	自然學B	2	自然學A	2	自然學B	2		
		地球科學A	2	地球科學B	2	生物學A	2	生物學B	2	生物學A	2	生物學B	2		
	[文化と教育]		2	[生命・健康と医療]		2	国際化と日本		2	〔科学・技術・情報と社会〕		2			
選択科目	外國語科目	福先生のためのキャリアデザイン	2	現代を生きる	2	〔アカデミックスキルズゼミI〕	2	〔アカデミックスキルズゼミII〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2	〔福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか〕	2		
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次							
	第1	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位						
		*フレッシュマン・イングリッシュI	1	*インターミディエイト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュI	1	アドバンスト・イングリッシュII	1						
	第2	*フレッシュマン・イングリッシュII	1	*インターミディエイト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1						
		*フレッシュマン・イングリッシュIII	1	*インターミディエイト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIII	1	アドバンスト・イングリッシュIV	1						
	保健体育科目	*フレッシュマン・イングリッシュIV	1	海外英語研修	2										
		生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1	生涯スポーツ論	2								
専門教育科目	単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目												
	必修科目		*情報技術入門	2	*マクロ経済学	4									
	※基礎教科		※基礎教科	2											
	※基礎教科		※基礎教科	4											
	選択科目A類		ペンチャヤー起業論A	4	産業ケーススタディA	4	産業組織論A	2	〔回遊地域ノバーション論〕	2					
	選択科目A類		ペンチャヤー起業論B	4	産業ケーススタディB	4	産業組織論B	2	〔回遊地域ノバーション論〕	2					
	選択科目A類		[ペンチャヤー起業論C]	4	[産業ケーススタディC]	4	[企業意思決定論A]	2	地域分析論A	2					
	選択科目A類		[ペンチャヤー起業論D]	4	[産業ケーススタディD]	4	[企業意思決定論B]	2	地域分析論B	2					
	選択科目A類		産業戦略論A	4	[ベンチャーアイデンシップA]	2	九州経済論A	2	地域政策論A	2					
	選択科目A類		産業戦略論B	4	[ベンチャーアイデンシップB]	2	九州経済論B	2	地域政策論B	2					
選択科目B類	ゼミナール		〔産業戦略論C〕	4	[ベンチャーアイデンシップC]	2	人間関係論A	2	社会調査論A	2					
	選択科目B類		〔産業戦略論D〕	4	[ベンチャーアイデンシップD]	2	人間関係論B	2	社会モラル論A	2					
	選択科目B類		〔産業経済入門〕	2	起業戦略論A	2	[オペレーションズリサーチIIA]	2	社会モラル論B	2					
	選択科目B類		地域イノベーション入門	2	起業戦略論B	2	[オペレーションズリサーチIIB]	2	社会モラル論A	2					
	選択科目B類		地域イノベーション演習B	2	意意思決定論A	2	ゲーム理論B	2	社会モラル論B	2					
	選択科目B類		地域イノベーション演習C	2	意意思決定論B	2	ゲーム理論A	2	社会モラル論A	2					
	選択科目B類		地域イノベーション演習D	2	〔企業システム論A〕	2	ベンチャーワークショップA	2	社会モラル論B	2					
	選択科目B類		〔企業システム論B〕	2	〔企業システム論B〕	2	ベンチャーワークショップB	2	社会モラル論A	2					
	選択科目B類		〔企業戦略論A〕	2	実践ビジネス英語A	4	実践ビジネス英語B	4	社会情報システム論A	2					
	選択科目B類		〔企業戦略論B〕	2	[実践ビジネス英語C]	4	[実践ビジネス英語D]	4	情報システム論A	2					
関連教育科目	初年次演習		実践ビジネス英語C	4	[経済学のための解説入門]	2	[経済学のための解説入門]	2	情報システム論B	2					
	関連教育科目		実践ビジネス英語D	2	経済学のための統計入門	2	経済学のための統計入門	2	情報システム論A	2					
	関連教育科目		〔企業システム論C〕	2	データサイエンスB	2	データサイエンスB	2	情報システム論B	2					
	関連教育科目		〔企業システム論D〕	2	[社会調査入門]	2	[社会調査入門]	2	情報システム論A	2					
	関連教育科目		〔企業戦略論A〕	2	情報報システムB	2	情報報システムB	2	情報報システムA	2					
	関連教育科目		〔企業戦略論B〕	2	情報報システムC	2	情報報システムC	2	情報報システムB	2					
	関連教育科目		〔企業戦略論C〕	2	情報報システムD	2	情報報システムD	2	情報報システムC	2					
	関連教育科目		〔企業戦略論D〕	2	情報報システムE	2	情報報システムE	2	情報報システムD	2					
	関連教育科目		〔海外研究者特別講義I〕	2	〔海外研究者特別講義I〕	2	〔海外研究者特別講義II〕	2	〔海外研究者特別講義II〕	2					
	関連教育科目		〔海外研究者特別講義I〕	2	〔海外研究者特別講義I〕	2	〔海外研究者特別講義II〕	2	〔海外研究者特別講義II〕	2					
(注) [] 内は今年度休講。		他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目													
(注) [] 内は今年度休講。		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目													

EI 17台：経済学部 産業経済学科 平成29年度入学生

《卒業要件》

		人文科学……………4単位以上	計20単位以上
		社会科学……………4単位以上	
		自然科学……………6単位以上	
		総合系列科目	
		学修基盤科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位以上 第2外国語	
		保健体育科目……………4単位	
		単位互換科目	
			総計128単位以上
(2)専門教育科目	必修科目	……………12単位	
	選択科目A類	1・2年次科目……………12単位以上 3・4年次科目……………8単位以上	計66単位以上
	ゼミナール		
	選択科目B類		
		経済学科が開講するコース別選択必修科目およびコース別選択科目(注1)	
(3)自由履修単位	共通教育科目		
	専門教育科目	……………計30単位以上	
	関連教育科目		

(注) 1. 専門教育科目の卒業に必要な単位数（計66単位以上）に含めることができる「経済学科が開講するコース別選択必修科目及びコース別選択科目」の単位数は16単位を限度とする。（16単位を超えた単位は自由履修単位に算入する。）

2. 第2外国語及び単位互換科目を修得した場合は、自由履修単位に算入する。

《年次別授業科目表》(学科履修規程 第4条 別表)

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次																								
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位													
共通教育科目	人文科学	哲倫學A	2	哲學B	2	論理學A	2	論理學B	2	論理學B	2	理教史通史B	2													
		理本學A	2	理本學B	2	日本學A	2	日本學B	2	日本學B	2	通史B	2													
	社会科学	史A	2	史B	2	通論A	2	通論B	2	通論B	2	史B	2													
		國外史A	2	國外史B	2	國文論A	2	國文論B	2	國文論B	2	文學B	2													
	農科学	國通論A	2	國文學B	2	文學A	2	文學B	2	文學B	2	教育史B	2													
		[中芸]		[中芸]		學術A	2	學術B	2	學術B	2	學史B	2													
	綜合科目	西洋史A	2	西洋史B	2	西洋文	2	西洋文	2	西洋文	2	西洋文學B	2													
		地理學A	2	地理學B	2	地心學A	2	地心學B	2	地心學B	2	地文化人	2													
	科系別	法政學A	2	法政學B	2	日本學A	2	日本學B	2	日本學B	2	概論B	2													
		經濟學A	2	經濟學B	2	國學A	2	國學B	2	國學B	2	概論B	2													
外國語科目	英語	政治學A	2	政治學B	2	國際學A	2	國際學B	2	國際學B	2	政治學B	2													
		社會學A	2	社會學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
	法語	社會學A	2	社會學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
		地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
	西班牙語	地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
		地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
	德語	地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
		地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
	法蘭西語	地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
		地理學A	2	地理學B	2	地政學A	2	地政學B	2	地政學B	2	社會學B	2													
保健体育科目	生涯スポーツ演習I		1	生涯スポーツ論		2																				
	生涯スポーツ演習II		1																							
単位互換科目		他大学(短期大学を含む)の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める科目																								
専門教育科目	必修科目	情報技術入門	2	マクロ経済学	4																					
		基礎理数	2	基礎理数	4																					
	選択科目A類	マクロ経済学	4	産業ケーススタディA	4	産業組織論A	2	〔回遊地域ノベーション論A〕	2																	
		マクロ経済学	4	産業ケーススタディB	4	産業組織論B	2	〔回遊地域ノベーション論B〕	2																	
	選択科目B類	ベンチャーエコノミー入門	2	〔ベンチャーエコノミー入門〕	4	〔企業意思決定論A〕	2	〔企業意思決定論B〕	2																	
		ベンチャーエコノミー入門	2	〔ベンチャーエコノミー入門〕	4	〔企業意思決定論B〕	2	〔企業意思決定論B〕	2																	
	ゼミナール	初年次演習	2	基礎演習I	2	演習I	I	演習IIおよび論文	I	演習III	I															
		経済学入門	4	特別演習I	4	特別演習II	II	特別演習II	II	演習III	II	プロジェクト研究	4													
関連教育科目	選択科目B類	日本経済論A	2	英書讀説I	2	英書讀説II	2	経済論A	2	〔社会調査論B〕	2															
		日本経済思想史A	2	日本経済思想史B	2	日本経済社会と経済B	2	日本経済社会と経済B	2	社会調査論B	2	社会モデル分析論B	2													
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		情報社会と情報倫理	2	情報社会と情報倫理	2	海外研究者特別講義I	2	海外研究者特別講義I	2	社会モデル分析論B	2	社会モデル分析論B	2													
他学部の授業科目のうち経済学部教授会が適当と認める授業科目		英書講読I	2	英書講読I	2	英書講読II	2	英書講読II	2	社会モデル分析論B	2	社会モデル分析論B	2													
(注) [] 内は今年度休講。		簿記学	4	会計学	2	論理学	I	〔債権総論〕	I	〔債権総論〕	I	〔債権総論〕	I													
		経営学	2	財務会計	2	経済論	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		経営心理学	2	経済通論	2	経済論	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		経済思想史	2	経済思想史	2	経済社会と経済	2	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		経済思想史B	2	経済思想史B	2	経済社会と経済	2	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		情報社会と情報倫理	2	情報社会と情報倫理	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読I	2	英書講読I	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読II	2	英書講読II	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読III	2	英書講読III	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読IV	2	英書講読IV	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読V	2	英書講読V	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読VI	2	英書講読VI	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読VII	2	英書講読VII	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読VIII	2	英書講読VIII	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読IX	2	英書講読IX	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読X	2	英書講読X	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XI	2	英書講読XI	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XII	2	英書講読XII	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XIII	2	英書講読XIII	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XIV	2	英書講読XIV	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XV	2	英書講読XV	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XVI	2	英書講読XVI	2	海外研究者特別講義I	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I	〔債権法〕	I													
		英書講読XVII	2	英書講読XVII	2	海外研究者特別講義I	I</td																			

令和6年度入学生（24台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。
- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。

(2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。

(3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。

8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。

(2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次49単位、第4年次38単位、第5年次37単位、第6年次29単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めことがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていないければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

(1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。

3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各自履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

VI. 諸規程

- 第6条の3 経済学部産業経学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。
- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理科学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理科学科の学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科の学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録することはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目的単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目的単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
 - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
 - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から6単位以上、計12単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計34単位以上、専門教育科目については18単位、総計52単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、50単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目的再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目的登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計20単位以上、専門教育科目について、1年次の必修科目1単位、1年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から9単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計15単位以上、合計36単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次の必修科目5単位、2年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から16単位以上、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から4単位以上、臨床薬学から1単位以上を含め計27単位以上、合計48単位以上、総計74単位以

VI. 諸規程

上を修得していかなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から4単位以上、衛生薬学から4単位以上、医療薬学から10単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計25単位以上、合計80単位以上、総計108単位以上を修得していかなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次の必修科目13単位、4年次の選択必修科目のうち、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から8単位以上、臨床薬学から2単位以上を含め計14単位以上、合計107単位以上、総計135単位以上を修得していかなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次科目27単位以上、5年次の必修科目32単位、計139単位以上、合計167単位以上を修得していかなければならない。

2 薬学部のクリニカルファーマシスト養成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第9項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和5年度入学生（23台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。
- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。

(2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。

(3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。

8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。

(2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めことがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていないければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

(1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。

3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各自履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

VI. 諸規程

第6条の3 経済学部産業経学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目的登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録することはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録することはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

- (3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

VI. 諸規程

20単位以上、合計38単位以上を修得していかなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していかなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していかなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していかなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していかなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和4年度入学生（22台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。
- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。

(2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。

(3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。

8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。

(2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めことがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていないければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

(1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各自履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

VI. 諸規程

第6条の3 経済学部産業経学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目的登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録することはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録することはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

VI. 諸規程

20単位以上、合計38単位以上を修得していかなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していかなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していかなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していかなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していかなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和3年度入学生（21台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。
- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。

(2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。

(3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。

8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。

(2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めことがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていないければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

(1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

(3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各自履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

VI. 諸規程

第6条の3 経済学部産業経学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナー、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単

位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8 単位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目 6 単位、選択必修の第2外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目 6 単位、第2外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目 8 単位、第2外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より 6 単位以上、自然科学より 15 単位以上、計 21 単位以上、外国語科目の第1外国語 8 単位、第2外国語 4 単位以上、計 12 単位以上、保健体育科目の 2 単位、専門教育科目については 18 単位、合計 53 単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51 単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 10 単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計 18 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 17 単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計 43 単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 26 単位、専門教育科目について必修科目の 34 単位、合計 88 単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の 13 単位及び選択必修科目の 1 单位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 27 単位、専門教育科目について必修科目の 60 単位及び選択必修科目の 1 単位、合計 116 単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

VI. 諸規程

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和2年度入学生（20台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることができる。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
- 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

VI. 諸規程

- 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。
- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録することはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録することはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級せざるを得ない。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

VI. 諸規程

20単位以上、合計38単位以上を修得していかなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していかなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していかなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していかなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していかなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生（19台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることができる。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
- 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

VI. 諸規程

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目的登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目的登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目的登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目的登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目的単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目的単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目的2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目的再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目的登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目的うち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目的うち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

VI. 諸規程

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していかなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していかなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していかなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していかなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
(2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
(3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
(4) 集中講義（休暇中の講義）
(5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生（18台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることができる。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していないければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
- 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

VI. 諸規程

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目的登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目的登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目的登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目的登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目的単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目的単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目的2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させことがある。この場合、進級後未修得科目的再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目的登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目的うち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

VI. 諸規程

目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員

は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生（17台）

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目的単位数は、次の基準による。（学則第32条参照）

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上 の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。
- 第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。
- 第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。
- 2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。
- 3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- 4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
 - (2) 商学部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。
- 5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 商学部第二部の学生（会計専門職プログラムの学生を除く。）は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
 - (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この号において「プログラム」という。）の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることができる。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語IA及びドイツ語IBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語IA及びフランス語IBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
- 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各自履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
- 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

VI. 諸規程

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目的登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録することはできない。
- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録することはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目的必修科目6単位、第2外国語科目的選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入るのは、第1外国語科目的必修科目8単位、第2外国語科目的選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目的第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目的2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目的再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目的登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

VI. 諸規程

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していかなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

福岡大学成績考查規程

第1条 福岡大学学則（以下「学則」という。）に定める試験の実施及び成績考查については、学則第35条から第39条までに定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 試験は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 試験時に筆記により行うもの
- (2) 教務委員会が認めた方法により行うもの

第2条の2 各授業科目の成績の評価は、試験により行う。ただし、平素の学習状況を考慮することができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、教授会等において、演習、演習及び論文、実習、実験、実技その他これに準ずるものと認められた授業科目又はその開講期間内に適正な成績評価を行うことが可能であると認められた授業科目の成績については、試験によらず、これを評価することができる。
- 3 開講期間が通年の授業科目の成績評価を行うときは、各学期の成績を考慮する。
- 4 授業科目を履修し、合格の成績評価を得た学生には、その授業科目所定の単位を与える。ただし、各学期の授業料等納入金又は各授業科目の受講料を納入していないときは、当該各学期又は当該各授業科目についての成績評価を行わない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学年において登録していないとき。
- (2) 受験中に学生証を所持していないとき。
- (3) 試験開始後20分以上遅刻したとき。

2 前項の規定により、試験を受けなかった授業科目は無効とする。

第3条の2 医学部医学科の時間制の授業科目については、出席時間数が授業を行った時間数の3分の2に満たない場合、原則として試験を受けることができない。

2 医学部看護学科の専門基礎科目及び専門教育科目の講義・演習科目については、出席回数が実施授業回数の3分の2に満たない場合、原則として試験を受けることができない。その場合、当該授業科目の成績評語は放棄とし、追試験の対象としない。また、専門教育科目の実習科目については、出席回数が実施授業回数の4分の3に満たない場合、原則として成績評価を受けることができない。その場合も当該科目の成績評語は放棄とする。

第4条 成績評価は評点をもって行い、成績通知は評点又は秀(A)、優(B)、良(C)、可(D)、不可(F)、放棄(H)の成績評語をもって行う。ただし、教務委員会が認める授業科目（評点による成績評価を行わない授業科目に限る。）については、評点及び成績評語によらず、合否のみにより成績評価及び成績通知を行うことができる。

2 次の各号に掲げる成績評語は、当該各号に定める評点等を基準に区分する。

- (1) 秀(A) 100点から90点まで
- (2) 優(B) 89点から80点まで
- (3) 良(C) 79点から70点まで
- (4) 可(D) 69点から60点まで
- (5) 不可(F) 59点以下
- (6) 放棄(H) 試験放棄又は成績評価不能

3 第1項本文の規定により成績評価を行う授業科目は、前項の成績標語が秀(A)、優(B)、良(C)及び可(D)であるものを合格とし、不可(F)であるものを不合格とする。

4 履修した授業科目のうち、第1項本文の規定により成績評価を行うものについては、評点等に応じ、次に掲げるGP評点を与える。

- (1) 100点から90点まで = 4.0
- (2) 89点から80点まで = 3.0
- (3) 79点から70点まで = 2.0

(4) 69点から60点まで = 1.0

(5) 59点以下及び試験放棄又は成績評価不能 = 0.0

5 履修した評点により成績評価を行う各授業科目の GP 評点に当該各授業科目の単位数を乗じて算出した値の総和を履修登録した授業科目の総単位数で除した値を、GPA 評価とする。ただし、福岡大学(以下「本学」という。)における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定した授業科目及び合否のみにより成績評価を行う授業科目については、GPA 評価の対象としない。

第5条 受験中に不正行為を行った者に対しては、当該期間（前期又は後期）に完結する全授業科目及び通年で実施する全授業科目を放棄とみなす。

2 前項で放棄とみなした科目については、追試験の対象としない。

第5条の2 受験中に答案を持ち出した者に対しては、その受験科目を放棄とみなす。

2 前項で放棄とみなした科目については、追試験の対象としない。

第6条 病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受験することができなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

2 追試験の願出は、所定の書式により、病気の場合には医師の診断書を、病気以外のやむを得ない理由の場合には証明書を添え、定期試験終了後5日以内に学生課に提出しなければならない。

第7条 追試験は、定期試験終了後本学が定める日に1回だけ行う。

第8条 追試験を受験した者の評価は、80点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、又は緩和することがある。

第9条 合格点の成績評価を得た授業科目は、再履修することができない。

第10条 授業科目の再履修により合格点を得た場合は、その合格点をもって以前の不合格点に代える。

第11条 追試験の受験料は1科目につき2,000円とする。ただし、情状によりこれを減額又は免除することがある。

2 いったん納めた受験料は、これを返還しない。

第12条 次の者に対しては、本人の願出により当該年度に受験した定期試験の授業科目について、学年末に再試験を行うことがある。

(1) 第4年次以上（薬学部は第6年次以上）の卒業見込者にして、既得単位数と新たに登録した単位数との和が卒業に必要な単位数に達し、かつ、その必要単位数のうち8単位以内の不合格点を得た者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）

(2) 教職課程、博物館学芸員課程、社会教育主事課程及び日本語教員課程資格取得を目的とする場合、第4年次以上の卒業見込者にして、既得単位数と新たに登録した単位数との和が各課程の資格取得に必要な単位数に達し、かつ、その必要単位数のうち各課程につき4単位以内の不合格点を得た者。（当該学科の卒業に必要な単位数に算入しない科目に限る。）ただし、後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。

(3) 理学部の第2年次生にして、不合格の成績評価を得た者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）

(4) 医学部医学科の学生にして、不合格の成績評価を得た者。ただし、単位制の授業科目については、15単位以内とする。第3学年及び第4学年の専門教育科目については、その学年の授業科目数の60パーセント以内とする。（追試験の結果、不合格点を得た授業科目を含む。）

(5) 医学部看護学科の第1年次生から第3年次生については、次のとおりとする。

ア 第1年次生及び第2年次生にして、不合格の成績評価を得た者で、再試験により、進級の見込みのある者。ただし、各年次8単位以内とする。（各年次の後期の追試験の結果、不合格点を得た授業科目を除く。）

イ 第3年次生にして、前期に開講する専門基礎科目及び専門教育科目について不合格の成績評価を得た者で、再試験により、第3年次後期に開講する看護学実習科目の履修見込みのある者。ただし、8単位以内（前期の追試験の結果、不合格点を得た授業科目を除く。）とし、本項柱書きの規定にかかる再試験は前期末に実施する。

(6) 薬学部の第1年次生から第5年次生にして不合格の成績評価を得た者で、再試験により、進級の見

VI. 諸規程

込みのある者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）

第13条 再試験の願出は、前条第1号については、卒業に必要な最小限度の単位数（8単位以内）、同条第2号については、各課程の資格取得に必要な最小限度の単位数（4単位以内）とし、成績発表後所定の期日までに、願書を各学部等の教務担当事務課（室）に提出しなければならない。

2 理学部学生の再試験の願出は、前条第3号については、8単位以内とし、成績発表後所定の期日までに願書を教務三課に提出しなければならない。

3 医学部医学科学生の再試験の願出は、成績発表後所定の期日までに、願書を医学部事務課に提出しなければならない。

4 医学部看護学科学生の再試験の願出は、前条第5号アについては、成績発表後所定の期日までに、同号イについては、別途定める日までに願書を看護学科事務室に提出しなければならない。

5 薬学部学生の再試験の願出は、前条第1号については、卒業に必要な最小限度の単位数（8単位以内）、同条第6号については、進級に必要な最小限度の単位数（8単位以内かつ4科目以内）とし、成績発表後所定の期日までに願書を教務三課に提出しなければならない。ただし、同号の第3年次生については、共通教育科目の再試験は行わない。また、専門教育科目については、再試験の結果、上位年次に進級できない者は、その再試験を無効とする。

第14条 再試験の得点は、60点を限度とする。

第15条 再試験の受験料は1単位につき1,000円とする。ただし、医学部医学科の時間制の専門教育科目は、1科目につき4,000円とする。

2 いたん納めた受験料は、これを返還しない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程

第1条 福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条の3第1項又は第34条の4第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により修得したものとみなすことのできる単位及び学則第34条の3の2第1項又は第34条の4第2項（学則第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により認定することのできる単位の取扱いについては、学則第34条の3から第34条の4の2までに定めるほか、この規程による。

2 この規程は、学則第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、これを準用する。

第2条 学則第34条の3の2の規定により、本学において単位を認定することのできる学修は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学の専攻科における学修
- (2) 高等専門学校の課程における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第三備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (7) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (8) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
- (9) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの
 - ア 審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。
 - イ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。
 - ウ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。
 - エ 審査の実施方法が、適切かつ公正であること。

2 前項に基づいて当該学修をもって単位を認定する授業科目が共通教育科目である場合については、教授会に先立って、教務委員会の議を経るものとする。

第3条 学則第34条の3第1項又は第34条の3の2第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の3の2第4項により準用される場合を含む。）の規定に基づく単位の取扱いを受けようとする者は、各年度にお

VI. 諸規程

いて1月20日までに単位修得申請書（所定書式）に学業成績証明書（高等専門学校、専修学校専門課程等にあっては授業科目等の内容を明記したものを添付すること。）等を添えて、教務部長に提出すべきものとする。ただし、本学との協定等により学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす場合及び本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する場合については、この限りではない。

2 学則第34条の4第1項又は第2項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）の規定に基づく単位の取扱いを受けようとする者は、入学した年度の4月20日までに単位修得申請書（所定書式）に学業成績証明書（高等専門学校、専修学校専門課程等にあっては授業科目等の内容を明記したものを添付すること。）等を添えて、教務部長に提出すべきものとする。

第4条 教務部長は、学則第34条の3第3項、第34条の3の2第3項及び第34条の4第5項に定める場合（学則第34条の3第4項、第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）には教務委員会の議を経たうえで、前条に基づく申請書を申請者である学生が所属する学部の教授会に回付するものとする。

第5条 学則第34条の3第1項又は第34条の4第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなす場合及び学則第34条の3の2第1項又は第34条の4第2項（学則第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を認定する場合に、教授会は、本学におけるいずれの授業科目について単位を取得したものとみなし、又は認定するのかを特定しなければならない。ただし、他の大学又は短期大学（以下この条において「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が他大学等で開講された授業科目（本学及び他大学等において共同で開講する授業科目を含む。）の修得単位の取扱いについては、この限りでない。

2 前項に基づいて本学におけるいずれの授業科目について単位を修得したものとみなし、又は認定するのかを特定するにあたっては、学生が他の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の授業時間数又は学生が行った短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又はその他別に定める学修（学則第34条の3の2第4項により準用される場合にあっては、本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修）の時間数を考慮すべきものとする。

第6条 学科履修規程第5条によって定められた当該年度において履修できる単位数を超えて、学則第34条の3第1項及び第34条の3の2第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の3の2第4項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなし、又は単位を認定することはできないものとする。

第7条 学則第34条の4第2項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位の認定を受けようとする者は、その対象となる学修が学則第34条の4第1項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）に規定する本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位として認定されていないことの証明書等を提出しなければならない。

第8条 編入学及び転入学の場合に、学則第34条の4第1項及び第2項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数については、教務委員会の申合せによって定めるものとする。

第9条 学則第34条の3第1項又は第34条の4第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなされた本学における授業科目及び学則第34条の3の2第1項又は第34条の4第2項（学則第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を認定された本学における授業科目は、特待生の選考にあたって考慮しない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条の3に基づき、本学が他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定により、本学及び他大学等で開講し、履修ができると認められた授業科目（本学及び他大学等において共同で開講する授業科目を含む。以下「単位互換科目等」という。）を履修し、修得した単位を学生が所属する本学の学部及び他大学等において認定する単位互換の取扱い、並びに学則第53条に定める特別聴講学生の取扱いその他必要な事項について、別に定めある場合を除き、この規程による。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 単位互換科目履修生とは、本学に在籍する2年次以上の学部学生で、単位互換科目等の履修を志願し、他大学等においてその履修が許可された者をいう。
- (2) 特別聴講学生とは、他大学等に在籍する学生で、本学における単位互換科目等の履修を志願し、本学がその履修を許可した者をいう。

(他大学等における単位互換科目等の決定)

第3条 単位互換科目履修生が受講できる単位互換科目等は、教務委員会が適当と認める授業科目とする。
2 前項の授業科目が単位互換科目履修生が所属する学部において共通教育科目以外の科目である場合は、当該学部教授会で審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定するものとする。
3 第1項の授業科目が単位互換科目履修生が所属する学部において共通教育科目である場合は、当該学部教授会のほか、教務委員会においても審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定するものとする。

(履修登録単位数)

第4条 単位互換科目履修生の履修登録単位数については、各年度8単位以内、合計20単位（共通教育科目8単位、共通教育科目以外の科目12単位）以内を限度とし、別に定める。

- 2 前項の履修登録単位数は、1年間に履修する単位数に含めるものとする。

(手 続)

第5条 単位互換科目履修生として単位互換科目等の履修を志願する学生は、所定の期日までに科目履修願を教務部長に提出しなければならない。

(許 可)

第6条 教務部長は、前条の学生を他大学等に通知し、履修の許可を得なければならない。

- 2 学長は、他大学等から履修を許可された学生を単位互換科目履修生として許可する。

(履修の時期及び期間)

第7条 単位互換科目履修生として履修する時期及び期間は、協定で定めた時期及び期間とする。

(授 業 料)

第8条 単位互換科目履修生は協定に基づき、他大学等における授業料を免除する。

(単位の認定)

第9条 単位互換科目履修生が履修した単位互換科目等の単位については、教務委員会の議を経て、当該学部教授会で認定する。

- 2 前項の認定は、前期集中講義科目及び前期完結科目については後期に、後期集中講義科目、後期完結科目及び通年科目については翌年度の前期に行う。ただし、卒業する学期において履修した科目的単位は認定しない。

- 3 単位互換科目履修生が履修できる単位互換科目等の認定を実施する学部、学科その他必要な事項については、別に定める。

(単位互換科目履修生の責務)

第10条 単位互換科目履修生は、この規程のほか、履修が許可された他大学等の諸規則を遵守しなければ

VI. 諸規程

ならない。

(履修許可の取消)

第11条 学長は、単位互換科目履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、他大学等と協議した上で、教授会の議を経てその許可を取り消すことができる。

(1) 成績不振等で成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 単位互換科目履修生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(受入の時期)

第12条 特別聴講学生として受入れる時期及び期間は、協定で定めた学期又は学年の始めとする。

(本学における単位互換科目等の決定)

第13条 特別聴講学生が受講できる単位互換科目等は、これを開講する学部の教授会で審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定した科目とする。ただし、本学における共通教育科目を単位互換科目等とする場合は、教務委員会において審議し、決定する。

2 前項の単位互換科目等は、原則として講義科目に限るものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(受入の手続)

第14条 特別聴講学生として単位互換科目等の履修を志願する学生は、所定の期日までに在籍する他大学等を通じて所定の事項を記載した書類を教務部長に提出しなければならない。

(受講の許可)

第15条 前条の学生については、受講を希望する単位互換科目等の担当者及び開講する学部の教授会が了承し、本学の教育に支障のない範囲において、学長が特別聴講学生として許可し、学生が在籍する他大学等へ通知する。

(成績評価)

第16条 特別聴講学生の成績評価は、福岡大学の成績考查規程の定めるところにより行う。

(選考料等)

第17条 特別聴講学生は協定に基づき、本学における選考料及び授業料を免除する。ただし、本学の定めるところにより、教材費その他必要な費用は徴収することができる。

(特別聴講学生証)

第18条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生が登校するときは、特別聴講学生証を常に携帯しなければならない。

(取消)

第19条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、履修の許可を取り消す。

(1) 他大学等に在籍しなくなったとき。

(2) 本学の学則等に違反したとき。

(規程の準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いについて必要な場合は、学則その他学内規程を準用する。

(その他)

第21条 この規程に定めのない事項については、本学と他大学等との協定に基づき協議する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

福岡大学転部・転科に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡大学学則第23条の2第3項の規定に基づき、転部・転科に関して必要な事項を定める。

(転部・転科年次及び在学期間)

第2条 転部・転科は、原則として当該学部の第2年次又は第3年次として許可し、その時期は学年の始めとする。

2 転部・転科をした学生の在学期間は、本学入学後、原則として通算8年を超えることはできない。ただし、医学部医学科及び薬学部については、原則として通算12年を超えることはできない。

(選 考)

第3条 転部・転科は、選考の上、決定する。

2 選考の方法は、別に定める。

(志願手続)

第4条 転部・転科を志願する者は、所定の期日までに必要な書類を学長に提出しなければならない。

(合否判定及び単位認定)

第5条 選考試験の合否の判定及び既に修得した授業科目の単位の認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(許 可)

第6条 選考試験に合格した者は、別に定める納付金を予定の期日までに納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に転部・転科を許可する。

3 転部・転科を許可された者の授業料等納入金は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

福岡大学授業料その他諸納入金規程

第1条 福岡大学（以下「本学」という。）の学生から徴収する授業料等納入金及び受講料並びに本学の科目等履修生及び研究生から徴収する受講料等については、特に定めがある場合を除き、この規程による。

第2条 授業料等納入金の額は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによる。

2 前項の授業料等納入金の納入は、分割して行うものとし、納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、第1期分納入時に全納することを妨げない。

- (1) 第1期分 毎年5月31日まで（新入生は、別に定める。）
- (2) 第2期分 每年10月31日まで

第3条 教職課程科目、博物館学芸員課程科目、社会教育主事課程科目、日本語教員課程科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目の受講料は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによりこれを徴収する。

2 科目等履修生及び研究生の受講料等は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによりこれを徴収する。

3 実習又は研修など特別の費用を必要とする授業科目などの実習・研修費等は、別表第1の定めるところによりこれを徴収する。

第4条 学生が退学届を受理され、又は退学を命じられたときは、その納期分の授業料等納入金について、これを徴収する。

2 停学を命ぜられたときは、停学中の授業料等納入金について、これを徴収する。

第5条 休学する場合は、別表第2に定めるところにより在籍料を徴収する。ただし、学長が特に必要と認めたときは、減額することがある。

2 前項ただし書に規定する在籍料の減額は、別に定めるところにより、所定の手続を経て、学長がこれを決定する。

3 休学する場合の授業料及び教育充実費については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 通年休学の場合は、授業料及び教育充実費の全額を徴収しない。
- (2) 前期又は後期のみ休学の場合は、授業料及び教育充実費の年額の2分の1を徴収することとし、過納の場合は、その額を返還する。

（削除）

第6条 前条に定めるもののほか、休学が学資の負担者の罹患、罹災その他やむを得ない事情による学資の調達困難を理由とするときは、在籍料、授業料及び教育充実費の額を減免することができる。

2 前項の減免を受けようとする者は、必要な証明書等を添えて、所定の減免願を学生課に提出しなければならない。

3 第1項の減免の許否は、学生部委員会の議を経て学長がこれを決定する。

第7条 再入学の場合は、再入学年度の入学金を納入しなければならない。

第8条 除籍を受けた者が再入学を願い出るときは、除籍を受けた納期分の授業料等納入金等で未払いの分はこれを納入しなければならない。

第9条 学生が他の学部への転部、他の学科への転科又は他の研究科への転研究科により異動する場合の授業料等納入金については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 入学金は、入学年度における異動先の学部、学科又は研究科の当該金額から入学時の学部、学科又は研究科の当該金額を減じた額を徴収する。ただし、過納の場合は、これを返還しない。
- (2) 授業料及び教育充実費は、入学年度における異動先の学部、学科又は研究科の当該金額を徴収する。

第10条 諸証明書の発行を受ける者は、領収書を各所管課（室）に提出しなければならない。

第11条 諸証明書の発行手数料等は、別表第3の定めるところによりこれを徴収する。

2 追試験、再試験及び補助試験の手数料は、別表第4の定めるところによりこれを徴収する。

第12条 授業料等納入金、受講料、在籍料、手数料等の金額及び納入期日は、経済情勢その他の変動により改めることがある。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 実習・研修費等（第3条第3項）

種 別	金額(単位 円)	納 期
海 外 研 修 費	実 費	指 定 期 間 内
学 外 実 習 費	実 費	
病 院 実 習 費	40,000	
教育実習費・養護実習費	実 費	
博 物 館 実 習 費	6,000	
社 会 教 育 実 習 費	6,000	
介 護 等 体 験 費	10,000	
考 古 学 実 習 費	30,000	
臨 床 心 理 学 実 習 費	30,000	

別表第2 在籍料（第5条第1項）

(単位 円)

学 部	区 分	通年休学	前期又は後期休学
人 文 学 部			
法 学 部		240,000	120,000
経 済 学 部			
商 学 部	第二 部	60,000	30,000
理 学 部	第二 部	360,000	180,000
医学部	医 学 科	1,200,000	600,000
	看 護 学 科	360,000	180,000
薬 学 部		480,000	240,000
ス ポ ー ツ 科 学 部		300,000	150,000

VI. 諸規程

別表第3 諸証明書発行手数料等（第11条第1項）

種 別	発行手数料（円）	発行課（室）
単位修得証明書 (一般・教職・学芸員・社教主事)		
成績証明書		
卒業見込証明書		
成績・卒業見込証明書（就職用）		
卒業証明書		教務一課
在学証明書	1枚につき 200	各学部等の教務担当事務課(室)
教員免許取得見込証明書		健康管理センター事務室
学芸員資格取得証明書		
在籍証明書		
科目等履修生証明書		
研究生証明書		
健康診断証明書		
その他本学所定様式の証明書		
学生証再発行	1枚につき 2,000	学生課

(注) 1 英文の証明書は、1枚につき300円とする。

2 本学所定様式以外の証明書の発行手数料は、種別にかかわらず1枚につき500円とする。

別表第4 追試験料・再試験料及び補助試験料（第11条第2項）（一部抜粋）

種 別	金額（単位 円）	納期
追試験料	1科目につき 2,000	
再試験料	1単位につき 1,000 〔ただし、医学部医学科の時間制の専門教育科目については 1科目につき4,000円〕	指定期間内

令和6年度 学費等納入金表

人文・法・経済・商学部

納 入	第1期	5月27日
期 限	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただいきます。
(単位 円)

区分	合計	学生納付金						委託徴収金						
		入学金	授業料	教科書	実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会費	学友会金	学生健康保険	互助組合会員費	小計	
6年度 入学生 (1)	年額	1,126,710	190,000	730,000	180,000	1,100,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	671,710	190,000	365,000	90,000	645,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度 入学生 (2)	年額	935,610		730,000	180,000	910,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	25,610
	第1期	480,610		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	25,610
4年度 入学生 (3)	年額	935,610		730,000	180,000	910,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	25,610
	第1期	480,610		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	25,610
3年度 入学生 (4)	年額	936,110		730,000	180,000	910,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,110
	第1期	481,110		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,110
6年・転 学士入学 (3)	年額	1,135,210	190,000	730,000	180,000	1,100,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	第1期	680,210	190,000	365,000	90,000	645,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
5年・転 学士入学 (4)	年額	944,610		730,000	180,000	910,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,500	34,610
	第1期	489,610		365,000	90,000	455,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,500	34,610

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。

2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

商学部第二部

納 入	第1期	5月27日
限 期	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただけます。

(単位 円)

区 分		合 計		学 生 納 付 金				委 託 微 収 金			
年 領	年 度	入 学 金	授 業 料	教 充 実 費	育 小 費	父 母 計	後 援 会 費	有 信 会 費	学 友 会 金	学 友 会 入 会 金	学 友 会 費
6 年 度 入 学 (1)	第1期	472,370	60,000	310,000	80,000	450,000	7,500	7,500	300	2,970	100
	第2期	277,370	60,000	155,000	40,000	255,000	7,500	7,500	300	2,970	100
5 年 度 入 学 (2)	第1期	411,970		310,000	80,000	390,000	7,500	7,500		2,970	
	第2期	216,970		155,000	40,000	195,000	7,500	7,500		2,970	
4 年 度 入 学 (3)	第1期	411,970		310,000	80,000	390,000	7,500	7,500		2,970	
	第2期	216,970		155,000	40,000	195,000	7,500	7,500		2,970	
3 年 度 入 学 (4)	第1期	412,470		310,000	80,000	390,000	7,500	7,500		2,970	
	第2期	217,470		155,000	40,000	195,000	7,500	7,500		2,970	
6 年 度 編・転 学士入学 (3)	第1期	480,870	60,000	310,000	80,000	450,000	7,500	15,000	300	2,970	100
	第2期	285,870	60,000	155,000	40,000	255,000	7,500	15,000	300	2,970	100
5 年 度 編・転 学士入学 (4)	第1期	420,970		310,000	80,000	390,000	7,500	15,000		2,970	
	第2期	225,970		155,000	40,000	195,000	7,500	15,000		2,970	

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。

2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げないので会計課窓口に照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

理・工学部

納 入	第1期	5月27日
期 限	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただいきます。

(単位 円)

区 分		合 計		学 生 納 付 金				委 託 微 収 金			
年 領	年 度	入 学 金	授 業 料	教 充 実 費	小 計	父 母 後 援 会 費	有 信 会 費	学 友 会 金	学 友 会 金	学 生 健 康 保 険 互 助 組 合 費	卒 業 記 念 ア ル バ ム 代
6 年 度 入 学 (1)	第1期	1,646,710	240,000	1,000,000	380,000	1,620,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100
	第2期	956,710	240,000	500,000	190,000	930,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100
5 年 度 入 学 (2)	第1期	1,405,610		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	7,500		5,610	
	第2期	715,610		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610	
4 年 度 入 学 (3)	第1期	1,405,610		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	7,500		5,610	
	第2期	715,610		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610	
3 年 度 入 学 (4)	第1期	1,406,110		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	7,500		5,610	
	第2期	716,110		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610	
6 年 度 編 ・ 転 学士入学 (3)	第1期	1,655,210	240,000	1,000,000	380,000	1,620,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100
	第2期	965,210	240,000	500,000	190,000	930,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100
5 年 度 編 ・ 転 学士入学 (4)	第1期	1,414,610		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	15,000		5,610	
	第2期	724,610		500,000	190,000	690,000	8,500	15,000		5,610	

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。

2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げないので会計課窓口に照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

医学部医学科

納入期限	第1期	5月27日
	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただいきます。

(単位 円)

区分	合計	学生納付金					委託徴収金					小計			
		入学金	特別教育費 充実費	授業料	教充実費	小計	父母後援会費	有信会費	学友会金	学友会費	学生健康保険 互助組合会員	学生健康保険 互助組合会員			
6年 度 入 学 (1)	年額	8,626,710	1,000,000	3,000,000	3,912,000	688,000	8,600,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	6,326,710	1,000,000	3,000,000	1,956,000	344,000	6,300,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年 度 入 学 (2)	年額	7,625,610		3,000,000	3,912,000	688,000	7,600,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期	5,325,610		3,000,000	1,956,000	344,000	5,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年 度 入 学 (3)	年額	7,625,610		3,000,000	3,912,000	688,000	7,600,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期	5,325,610		3,000,000	1,956,000	344,000	5,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年 度 入 学 (4)	年額	4,626,110			3,912,000	688,000	4,600,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期	2,326,110			1,956,000	344,000	2,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
2年 度 入 学 (5)	年額	4,617,110			3,912,000	688,000	4,600,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期	2,317,110			1,956,000	344,000	2,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
元年 度 入 学 (6)	年額	4,617,110			3,912,000	688,000	4,600,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期	2,317,110			1,956,000	344,000	2,300,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。

2. 7年次生以上の学費は、本表に掲げてないでの会計課窓口に照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

医学部看護学科

納 入	第1期	5月27日
期 限	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただいきます。
(単位 円)

区 分	合 計	学 生 納 付 金					委 託 微 収 金					小 計
		入 学 金	授 業 料	教 充 実 費	小 計	父 母 後 援 会 費	有 信 会 費	学 友 会 金	学 友 会 金	学 友 会 金	学生 健康保険 互助組合会員 会員	
6 年 度 入 学 (1)	年 額 第1期 第2期	1,806,710 1,051,710 755,000	270,000 270,000 520,000 520,000	1,040,000 235,000 1,025,000 755,000	470,000 8,500 1,780,000	8,500 8,500 7,500	7,500 1,000 5,610	1,000 1,000 100	5,610 5,610 100	3,000 3,000 100	1,000 1,000 26,710	26,710
	年 額 第1期 第2期	1,535,610 780,610 755,000	1,040,000 520,000 520,000	235,000 755,000 755,000	470,000 8,500 1,510,000	8,500 8,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 25,610	25,610
5 年 度 入 学 (2)	年 額 第1期 第2期	1,535,610 780,610 755,000	1,040,000 520,000 520,000	235,000 755,000 755,000	470,000 8,500 1,510,000	8,500 8,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 25,610	25,610
	年 額 第1期 第2期	1,535,610 780,610 755,000	1,040,000 520,000 520,000	235,000 755,000 755,000	470,000 8,500 1,510,000	8,500 8,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 25,610	25,610
4 年 度 入 学 (3)	年 額 第1期 第2期	1,535,610 780,610 755,000	1,040,000 520,000 520,000	235,000 755,000 755,000	470,000 8,500 1,510,000	8,500 8,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 25,610	25,610
	年 額 第1期 第2期	1,536,110 781,110 755,000	1,040,000 520,000 520,000	235,000 755,000 755,000	470,000 8,500 1,510,000	8,500 8,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 26,110	26,110
3 年 度 入 学 (4)	年 額 第1期 第2期	1,536,110 781,110 755,000	1,040,000 520,000 520,000	235,000 755,000 755,000	470,000 8,500 1,510,000	8,500 8,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 26,110	26,110

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

業学部

納 入	第1期	5月27日
限 期	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただけます。

(単位 円)

区 分		学 生 納 付 金						委 託 徵 収 金							
	合 計	入 学 金	授 業 料	教 充 実 費	育 小 費	父 母 計	後 援 会 費	有 信 会 費	学 友 会 金	入 会 金	學 友 会 費	学 生 健 康 保 険	互 助 組 合 費	卒 業 記 念 アルバム代	小 計
6 年 度 入 学 (1)	年 額	2,066,710	400,000	1,350,000	290,000	2,040,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710	
	第1期	1,246,710	400,000	675,000	145,000	1,220,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710	
5 年 度 入 学 (2)	年 額	2,095,610		1,350,000	720,000	2,070,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610	
	第1期	1,060,610		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610	
4 年 度 入 学 (3)	年 額	2,095,610		1,350,000	720,000	2,070,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610	
	第1期	1,060,610		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610	
3 年 度 入 学 (4)	年 額	2,096,110		1,350,000	720,000	2,070,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110	
	第1期	1,061,110		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110	
2 年 度 入 学 (5)	年 額	2,087,110		1,350,000	720,000	2,070,000	8,500	7,500		5,610		3,000	3,000	17,110	
	第1期	1,052,110		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	3,000	17,110	
元 年 度 入 学 (6)	年 額	2,087,110		1,350,000	720,000	2,070,000	8,500	7,500		5,610		3,000	3,000	17,110	
	第1期	1,052,110		675,000	360,000	1,035,000	8,500	7,500		5,610		3,000	3,000	17,110	

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。

2. 7年次以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

スポーツ科学部

納 入	第1期	5月27日
期 限	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただいきます。

(単位 円)

区 分		学 生 納 付 金						委 託 微 収 金						
	合 計	入 学 金	授 業 料	教 充 実 費	小 計	父 母 後 援 会 費	有 信 会 費	学 友 会 金	学 友 会 入 会 費	学 友 会 金	学生 健康保険 互助組合会員入会金	学生 健康保険 互助組合費	卒 業 記念 アルバム代	小 計
6 年 度 入 学 (1)	年 額 第1期 第2期	1,476,710 901,710 575,000	300,000 300,000 400,000	800,000 400,000 400,000	350,000 175,000 175,000	1,450,000 875,000 575,000	8,500 8,500 5,610	7,500 7,500 1,000	1,000 5,610 100	5,610 5,610 100	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 26,710	26,710	
5 年 度 入 学 (2)	年 額 第1期 第2期	1,175,610 600,610 575,000	800,000 400,000 400,000	350,000 175,000 175,000	1,150,000 575,000 575,000	8,500 8,500 8,500	7,500 7,500 7,500	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 5,610	5,610 5,610 3,000	3,000 3,000 1,000	1,000 1,000 25,610	25,610	
4 年 度 入 学 (3)	年 額 第1期 第2期	1,175,610 600,610 575,000	800,000 400,000 400,000	350,000 175,000 175,000	1,150,000 575,000 575,000	8,500 8,500 8,500	7,500 7,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 5,610	3,000 3,000 3,000	1,000 1,000 1,000	1,000 1,000 25,610	25,610
3 年 度 入 学 (4)	年 額 第1期 第2期	1,176,110 601,110 575,000	800,000 400,000 400,000	350,000 175,000 175,000	1,150,000 575,000 575,000	8,500 8,500 8,500	7,500 7,500 7,500	7,500 7,500 5,610	7,500 7,500 5,610	5,610 5,610 5,610	3,000 3,000 3,000	1,500 1,500 1,500	1,500 1,500 26,110	26,110
6 年 度 編 ・ 転 学士入學 (3)	年 額 第1期 第2期	1,485,210 910,210 575,000	300,000 300,000 400,000	800,000 400,000 400,000	1,450,000 875,000 575,000	8,500 8,500 15,000	15,000 15,000 1,000	1,000 1,000 5,610	1,000 1,000 100	5,610 5,610 100	3,000 3,000 3,000	2,000 2,000 2,000	2,000 2,000 35,210	35,210
5 年 度 編 ・ 転 学士入學 (4)	年 額 第1期 第2期	1,184,610 609,610 575,000	800,000 400,000 400,000	350,000 175,000 175,000	1,150,000 575,000 575,000	8,500 8,500 8,500	15,000 15,000 15,000	15,000 15,000 5,610	15,000 15,000 5,610	5,610 5,610 5,610	3,000 3,000 3,000	2,500 2,500 34,610	2,500 2,500 34,610	34,610

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。

2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。

3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口に照会して下さい。